

令和 5 年 第 1 回

# 南阿蘇村議会定例会会議録

開会 令和 5 年 3 月 9日

閉会 令和 5 年 3 月 17日

南阿蘇村議会

# 会期日程

会期 9 日間

令和 5 年第 1 回定例会

期 日	曜日	区 分	時 間	日 程 等
3 月 9 日	木	本会議 開 会	午前 1 0 時	開会宣言 提出議案上程 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 村長挨拶・施政方針 上程議案説明 一般質問
3 月 1 0 日	金	総務産業 常任委員会	午前 1 0 時	付託案件審査（庁議室）
3 月 1 3 日	月	文教厚生 常任委員会	午前 1 0 時	付託案件審査（庁議室）
3 月 1 4 日	火	休 会		議案審議のため
3 月 1 5 日	水	休 会		議案審議のため
3 月 1 6 日	木	合同常任委員会	午前 1 0 時	2 常任委員会による 合同審査（大会議室）
3 月 1 7 日	金	本会議	午前 1 0 時	質疑 討論 採決 閉会宣言

# 第 1 号

3月9日 (木)

令和5年3月9日(木)  
午前10時00分 開会

## 1. 議事日程

開会宣言

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長挨拶
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について  
(令和3年度 小規模住宅地区等改良事業 立野地域西⑧工区  
道路改良工事請負契約の変更)
- 日程第 6 議案第 2号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務  
の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 7 議案第 3号 南阿蘇村個人情報保護法施行条例の制定につ  
いて
- 日程第 8 議案第 4号 南阿蘇村議会の個人情報の保護に関する条例  
の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 南阿蘇村情報公開等審査会条例及び南阿蘇村  
債権管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 6号 南阿蘇村職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 7号 南阿蘇村公民館条例等の一部を改正する条例  
の制定について
- 日程第12 議案第 8号 南阿蘇村付属機関の設置に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 9号 南阿蘇村特別職の職員で非常勤のものの報酬  
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につい  
て
- 日程第14 議案第10号 南阿蘇村自然環境保全条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 南阿蘇村景観条例の一部を改正する条例の制  
定について
- 日程第16 議案第12号 南阿蘇村後期高齢者医療に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 南阿蘇村介護保険条例の一部を改正する条例

- の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 南阿蘇村国民健康保険条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 南阿蘇村国民健康保険税条例の一部を改正す  
る条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 南阿蘇村移住定住促進空き家住宅の設置及び  
管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 南阿蘇村営住宅管理条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 南阿蘇村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正  
する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 南阿蘇村放課後児童健全育成事業の設備及び  
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 南阿蘇村特定教育・保育施設及び特定地域型保  
育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 南阿蘇村家庭的保育事業等の設備及び運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい  
て
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 南阿蘇村阿蘇白水温泉条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 南阿蘇村久木野温泉センター条例等を廃止す  
る条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 南阿蘇村長陽歩行浴温泉センター条例を廃止  
する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 令和 4 年度南阿蘇村一般会計補正予算（第 9 号）  
の議決について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 令和 4 年度南阿蘇村簡易水道特別会計補正予  
算（第 3 号）の議決について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 令和 4 年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補  
正予算（第 4 号）の議決について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 令和 5 年度南阿蘇村一般会計予算の議決につ  
いて
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 令和 5 年度南阿蘇村国民健康保険特別会計予  
算の議決について

- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 令和 5 年度南阿蘇村介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 令和 5 年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 令和 5 年度南阿蘇村簡易水道特別会計予算の議決について
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 令和 5 年度南阿蘇村農業集落排水特別会計予算の議決について
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 令和 5 年度南阿蘇村生活排水処理事業特別会計予算の議決について
- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 令和 5 年度南阿蘇村上水道事業会計予算の議決について
- 日程第 4 0 議案第 3 6 号 財産の処分について  
(湿谷川事業関連携砂防等事業に係る財産)
- 日程第 4 1 議案第 3 7 号 工事請負契約の変更について  
(令和 3 年度 小規模住宅地区等改良事業 沢津野地区⑨工区 道路改良工事)
- 日程第 4 2 議案第 3 8 号 工事請負契約の変更について  
(28 災補道第 2536 号 立野・瀬田裏線工事用道路復旧工事)
- 日程第 4 3 同意第 1 号 副村長の選任の同意について
- 日程第 4 4 同意第 2 号 南阿蘇村教育長の任命の同意について
- 日程第 4 5 同意第 3 号 南阿蘇村教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第 4 6 一般質問
- 日程第 4 7 発議第 2 号 桐原純男議長に対する議長不信任決議について
- 日程第 4 8 発議第 1 号 議員派遣について
- 日程第 4 9 選任第 1 号 常任委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	辰 巳 和 美 議員	8 番	丸 野 健一郎 議員
2 番	岡 智 則 議員	9 番	後 藤 征 昭 議員
3 番	坂 田 正 也 議員	10 番	山 室 昭 憲 議員
4 番	河 内 克 也 議員	11 番	笠 野 眞 喜 議員
5 番	市 原 恵 一 議員	12 番	橋 本 功 議員
6 番	今 村 輝 宏 議員	13 番	工 藤 保 雄 議員
7 番	今 村 竜 喜 議員	14 番	桐 原 純 男 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	吉良清一
副村長	田中信行
教育長	松野孝雄
総務課長	今村了介
政策企画課長	藤本哲章
教育委員会事務局長	福本道昭
建設課長	後藤忠勝
会計課長	藤澤鈴美
健康推進課長	飛瀬和徳
農政課長	下田朱美
住民福祉課長	高宮喜美男
税務課長	片島弘幸
産業観光課長	今村洋一
水・環境課長	園田秀也
保育所長	松本和代
定住促進課長	山室和夫
子育て支援課長	野口幸広

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	桐原 恵
議会事務局主幹	佐藤 桂 輔

開会 10:00

○**議長（桐原純男議員）**

おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから令和5年第1回南阿蘇村議会定例会を開会いたします。

一同、その場に御起立をお願いいたします。

おはようございます。御着席願います。会議を始める前に議長からお願いをしておきます。議会庁内中継放送、また、会議録作成のため、発言される場合は必ずマイクを使って御発言ください。会議中の携帯電話は電源を切っていただくか、マナーモードにしておいてください。私語、それから、議長に許可なく、席を離れたりされないようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○**日程第1 会議録署名議員の指名について**

○**議長（桐原純男議員）** 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、今村竜喜議員。8番、丸野健一郎議員を指名いたします。

○**日程第2 会期の決定について**

○**議長（桐原純男議員）** 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月17日までの9日間としお配りしております会期日程のとおりとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（桐原純男議員）** 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は会期日程のとおりとし、会期は本日から17日までの9日間と決定いたしました。

○**日程第3 諸般の報告**

○**議長（桐原純男議員）** 日程第3、「諸般の報告」各委員長及び広域議会議員代表並びに監査委員の報告内容につきましては、タブレットに配付のとおりです。

○**日程第4 村長挨拶**

○**議長（桐原純男議員）** 日程第4、「村長挨拶」議案審議に入ります前に、吉

良村長に御挨拶をお願いいたします。

○村長（吉良清一村長） おはようございます。この定例会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

熊本地震から、もう早いもので7年が経過をしまして、本年7月15日には、熊本地震からの復旧事業の総仕上げとも言えます南阿蘇鉄道が全線開通をいたします。それと同時に蒲島知事が多く言っておられます創造的復興。これにふさわしく、大津までの直通乗り入れこれも実現をいたします。南阿蘇鉄道以外にも震災ミュージアムがフルオープンし、また11月には立野ダム試験湛水をされるということございまして、これまで多くの方々にお力添えをいただきましたことに対しまして、改めて感謝と御礼を申し上げたいと思います。

このように、南阿蘇村は令和5年度、来年度はビッグイベントを控えておりますので、復興期から発展期へと大きく転換をする年であるというふうに捉えておりまして、地震前の元気な南阿蘇を取り戻すために、活性化に向けたさまざまな取り組みを実施していきたいと考えております。

それでは、令和5年度第1回の定例会でございますので、少し時間をいただきまして、令和5年度の村政運営に向けての施政方針を述べさせていただきます。

政策としましては、第2次南阿蘇村総合計画改定版でございますが、その後期計画にあたる、誰もが住みたい住みたい南阿蘇村を築くことも基本としております。引き続き三つのK。つまり「環境」・「活力」・「暮らし」の暮らしを政策の柱として取り組んでまいります。詳しくは、総合計画に載せておりますので、ここでは特に申し上げたい事項につきまして、御説明を申し上げます。

まず一つ目の環境でございますが、先人が守り伝えてきた雄大な景観、豊富な水資源を守り、育み、将来に継承していかなければなりません。とりわけ水は、本村の貴重な財産であり水の大切さを訴え保全してまいります。昨年5月に、南阿蘇村はSDGs未来都市に選定を受けました。これまでの実績が評価され、これからの活動に弾みがついたことは大変喜ばしいことであり、南阿蘇村は周辺自治体とともに、2050年のCO2排出実質ゼロを宣言しておりますので、再生可能エネルギー政策なども進めながら、持続可能な社会の構築へ向けた取り組みを進めてまいります。私は、機会あるごとに草原の重要性を述べておりますけれども、草原は水源涵養や炭素固定など、多くのすぐれた機能を有しており、近年の環境省の調査によりますと、その草原は九州全域に恩恵をもたらしており、公益性までもが明らかになりました。野焼き支援や放牧環境の整備など、県の協力を得ながら草原の保全維持に努めるとともに、地下水保全政策を強力に進めてまいります。

二つ目の活力は、環境を整え恵まれた自然環境を最大限に生かして、地域振

興を図り村の活力につながるような取り組みを進めてまいります。村の基幹産業である農業におきましては、農業公社を中心に担い手となる人材を確保し、育成すると同時に鳥獣害を受けにくい作物を作付するなどを行い、耕作放棄地の減少に努めてまいります。国が進めております、みどりの食料システム戦略では、2050年までに耕地面積に占める有機農業の面積割合を25%にまでに拡大することとしておりますので、これは今後の農政の大きなトレンドになると考えております。幸い本村は既に有機農業に積極的に取り組んでおり、村への有機肥料生産センター存在の強みをフルに生かしまして、面積拡大に力を入れてまいります。

観光業におきましては、新型コロナウイルス感染症の分類が5月から5類に引下げられること。また、先ほど述べましたビッグイベントも控えておりますので、状況は大きく好転するものと期待をしております。観光拠点を整備し阿蘇の魅力発信を行うとともに、新たな観光スタイルに対応した観光拠点・観光地域づくりを進めます。台湾東港鎮との国際交流を含めたインバウンド観光振興、さらには農畜産物の輸出入などへも発展させたいと考えております。

三つ目の暮らしは、大自然の中で子どもはすくすくと、高齢者は生き生きと、全ての村民が幸せを感じるそんな暮らしの実現を目標といたします。令和2年の国勢調査で、村の人口が1万人を切りましたことは由々しき事態と受け止めております。少子高齢化に対応すべく、子育て環境の整備、教育環境の充実、移住定住促進など人口増意識した政策を進めます。賃貸住宅新築整備促進助成事業につきましては、TSMCの進出も視野に入れ繰越しを含め総額6,000万円を計上し移住者向けの住宅を整備いたします。高齢者政策としましては、「いつまでも元気な高齢者」をキャッチフレーズに、さまざまな取り組みを実施いたします。また、これから増えるであろう交通弱者や買物弱者へも配慮した政策施策に取り組んでまいります。

保育所につきましては少し詳しく御説明をいたします。児童数の減少により3園とも定員を下回る状況となっております。また、白水保育園と久木野保育園につきましては築30年以上経過しておりまして、年々補修費などの維持管理費が増加し村の財政を圧迫している要因の一つとなっております。このようなことから、今後の保育所の在り方について方針を決定するため、令和4年7月に在り方検討委員会を設置して諮問をさせていただきました。先日、笠野委員長から答申をいただきましたが、その概要は①保育サービスについては、病児保育、一時保育など実施に向けて検討されたい。②統廃合をする場合には、老朽化を迎えている白水保育園と久木野保育園の2027年までの統合が望ましい。新設の場合は両園の中間付近の適地を検討されたい。③民営化については、他自治体の事例や保護者アンケートの意見を勘案しメリットデメリット

を見極めて慎重に検討されたい。以上の3項目について示されました。本村としましては、答申を最大限に尊重し、保育サービスが低下しないよう取り組んでまいります。方針としましては、民営化を進めるよりも白水保育園と久木野保育園の新設統合がふさわしいと考えております。今後は議会の御理解をいただき、保護者の皆様に丁寧な説明を行い進めてまいりたいと考えております。

次に、村の財政について申し述べますと、依然として厳しい状況にあり、その要因としましては、①国からの交付税減額②大型事業による公債費の増加、③多くの公共施設の維持管理及び老朽化④手厚い村単独事業などが挙げられます。職員数につきましては、震災前の計画数に徐々に戻しており組織の効率化も含め適正な人員配置に努めてまいります。公共施設につきましては、本年3月の公共施設の適正配置に関する審議結果の答申に沿い適正配置を進めます。温泉施設の民営化など集約、廃止及び払下げなど適正化は避けられない事業であり、村民の皆様への説明と理解を得ながらこれまで以上に積極的に取り組んでまいります。手厚い村単独事業につきましては、住民サービスの向上等、総合計画との適合性、整合性を図りつつ費用対効果などを見極め、事業の見直しを行ってまいります。歳入対策としましては、課税の公平性及び確実な徴収に努めます。公共施設の利用料につきましては、本年1月の利用料等審議会からの答申を踏まえ、受益者負担の適正化を図るため有料化を進めます。令和4年度のふるさと納税額はおよそ7億円と昨年の倍以上に増加しております。

また、令和3年度から開始いたしました企業版ふるさと納税は、村の特色を生かした事業の提案が功を奏し年々増加傾向にあります。そして本日、特に特別に申し上げたいことは、昨年から慶応義塾大学と連携協定を締結し進めてきた活動が、大自然を育む食と自然のエシカルヴィレッジという事業名で来年度2億円の予算がつくことが内閣のホームページに発表される予定です。

今後も大学や企業からの支援を受けるべく、先進的な取り組み、特色のある取り組みを実践し村の増収につなげてまいります。

このように経費削減と財源確保を同時に進めることで財政基盤を確立し、良質な公共サービスを提供し続けられるよう行財政改革への取組を加速させ着実に実行してまいります。

最後に、世界情勢が混沌とし先行き不透明な状況ではございますが、これからも国の地方創生の理念に基づき、地域経済を縮小させることのないよう職員一丸となって取り組んでまいります。村政報告会を再開するなど村民の声に耳を傾け、村政の基本は村民との対話であることを基本に村民第一の村政運営に努めてまいります。議員各位の御理解御協力を賜りますようお願いを申し上げ、令和5年の施政方針といたします。



- 日程第5 報告第 1号 専決処分の報告について  
(令和3年度 小規模住宅地区等改良事業 立野地域西⑧工区  
道路改良工事請負契約の変更)
- 日程第6 議案第 2号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務  
の変更及び規約の一部変更について
- 日程第7 議案第 3号 南阿蘇村個人情報保護法施行条例の制定につ  
いて
- 日程第8 議案第 4号 南阿蘇村議会の個人情報の保護に関する条例  
の制定について
- 日程第9 議案第 5号 南阿蘇村情報公開等審査会条例及び南阿蘇村  
債権管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 6号 南阿蘇村職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 7号 南阿蘇村公民館条例等の一部を改正する条例  
の制定について
- 日程第12 議案第 8号 南阿蘇村付属機関の設置に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 9号 南阿蘇村特別職の職員で非常勤のもの報酬  
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 日程第14 議案第10号 南阿蘇村自然環境保全条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 南阿蘇村景観条例の一部を改正する条例の制  
定について
- 日程第16 議案第12号 南阿蘇村後期高齢者医療に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 南阿蘇村介護保険条例の一部を改正する条例  
の制定について
- 日程第18 議案第14号 南阿蘇村国民健康保険条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 南阿蘇村国民健康保険税条例の一部を改正す  
る条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 南阿蘇村移住定住促進空き家住宅の設置及び  
管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 南阿蘇村営住宅管理条例の一部を改正する条例  
の制定について

- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 南阿蘇村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 南阿蘇村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 南阿蘇村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 南阿蘇村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 南阿蘇村阿蘇白水温泉条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 南阿蘇村久木野温泉センター条例等を廃止する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 南阿蘇村長陽歩行浴温泉センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 令和 4 年度南阿蘇村一般会計補正予算の議決について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 令和 4 年度南阿蘇村簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 令和 4 年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補正予算（第 4 号）の議決について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 令和 5 年度南阿蘇村一般会計予算の議決について
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 令和 5 年度南阿蘇村国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 令和 5 年度南阿蘇村介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 令和 5 年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 令和 5 年度南阿蘇村簡易水道特別会計予算の議決について
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 令和 5 年度南阿蘇村農業集落排水特別会計予算の議決について
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 令和 5 年度南阿蘇村生活排水処理事業特別会計予算の議決について

日程第 3 9 議案第 3 5 号 令和 5 年度南阿蘇村上水道事業会計予算の議決について

日程第 4 0 議案第 3 6 号 財産の処分について  
(湿谷川事業関連携砂防等事業に係る財産)

日程第 4 1 議案第 3 7 号 工事請負契約の変更について  
(令和 3 年度 小規模住宅地区等改良事業 沢津野地区⑨工区 道路改良工事)

日程第 4 2 議案第 3 8 号 工事請負契約の変更について  
(28 災補道第 2536 号 立野・瀬田裏線工事用道路復旧工事)

日程第 4 3 同意第 1 号 副村長の選任の同意について

日程第 4 4 同意第 2 号 南阿蘇村教育長の任命の同意について

日程第 4 5 同意第 3 号 南阿蘇村教育委員会委員の任命の同意について

○議長(桐原純男議員) 日程第 5、報告第 1 号から、日程第 4 5、同意第 3 号までを議題といたします。

それでは、提案理由の説明を村長に求めます。

○村長(吉良清一村長) それでは、本日議案としまして本定例会に上程しておりますのは、専決処分の報告が 1 件、規約の一部変更が 1 件、条例の制定が 2

2 件、令和 4 年度補正予算が 3 件、令和 5 年度予算が 8 件、財産の処分が 1 件、工事請負契約の変更が 2 件、人事案件が 3 件、以上 4 1 件となっております。御審議いただき議決をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、各議案について御説明申し上げます。

最初に報告案件ですが、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項の専決処分につきましては、同条第 2 項の規定に基づき次の議会に報告しなければならないこととなっておりますので今回提出をいたしております。

それでは、報告第 1 号、「専決処分事項の報告について」であります。

本案件は地方自治法第 8 0 条第 1 項の規定により、小規模住宅地区等改良事業の工事請負契約の金額変更について令和 5 年 1 月 3 0 日に専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりその報告をするものであります。変更内容につきましては、防護柵及び基礎の変更・舗装版・破砕の増工により、契約金額を増額するものであります。変更する契約の金額などはそれぞれ記載のとおりでございます。

次は、規約の一部変更案件です。議案第 2 号、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」であります。本案件

は、熊本県市町村総合事務組合同規約第3条第10号に規定する交通災害事務から令和5年6月30日をもって、玉名市を脱退することに伴い規約の一部を改正する必要が生じたため、その議決を求めるものであります。

次からは条例案件です。議案第3号、「南阿蘇村個人情報保護法施行条例の改正制定について」であります。本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、南阿蘇村個人情報保護条例を開設するとともに、個人情報の保護に関する法律の施行に関して必要な事項を規定する必要が生じたため、その議決を求めるものであります。

次に、議案第4号、「南阿蘇村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」であります。本議案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、議会は同法の適用除外となることから議会における個人情報法に関する条例を新たに制定する必要が生じたため、その議決を求めるものであります。

次に議案第5号、「南阿蘇村情報公開答申審査会条例及び南阿蘇村債権管理条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正及び、南阿蘇村個人情報保護法施行条例等の制定に伴い審議会の掌握事務として、個人所掌事務として個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項を調査審議することを追加する。とともに、条文を整備する必要が生じたため、その議決を求めるものであります。

次に、議案第6号、「南阿蘇村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、令和4年8月8日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告の中で、国家公務員に係る休憩時間制度を柔軟化することが明らかにされ、これに基づく改正人事規則が令和5年4月1日に施行されたとされていることから条例の一部を改正する必要が生じたため、その議決を求めるものであります。

次に議案第7号、「南阿蘇村公民館条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、現在行財政改革の一つとして取り組みを進めている公共施設使用料の適正化に伴い、南阿蘇村使用料と審議会からの答申に基づき使用料等を変更するため、その議決を求めるものであります。

次に議案第8号、「南阿蘇村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づく地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定に伴い、合意形成機関として南阿蘇村地球温暖化対策推進協議会を新たに設置するため、その議決を求めるものであります。

次に議案第9号、「南阿蘇村特別職の職員である非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議

案は、南阿蘇村環境保全審議会の構成員に必要な応じて見識を有する者を配置することができるようにし、またその報酬を類似協議会である阿蘇山西部地域地熱資源活用協議会や、空き家対策協議会の見識を有する者の報酬の額と同等にするため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号、「南阿蘇村自然環境保護保全条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本条例には、平成26年に制定された南阿蘇村景観条例と重複する規定が多く含まれていることから、環境保全条例の自然及び生活環境の保全に景観条例を、景観の保全にそれぞれ特化するものとするために所要の改正を行うものであります。また、生活環境の保全に関することを規定している条例には、この条例のほかに南阿蘇村爆音機使用に関する条例及び南阿蘇村空き地等の適切な管理に関する条例がありますが、同条例については廃止しこの条例に行政指導等ができるよう改正。あわせて自然環境保護審議会設置条例を廃止して、自然保護審議会、環境保全審議会の設置についても本条例中に規定するものであります。

次に議案第11号、「南阿蘇村景観条例の一部を改正する条例の制定について」であります。景観条例に基づく届けについては、建築物等の設置をするときだけでなく建築設置が完了したときと撤去するときも届出が必要となりますが、手続の合理化・簡素化を図るため完了及び撤去については届けを要しないようにすることと、そのほか手続の簡素化を図るため所要の改正を行うものであります。

次に議案第12号、「南阿蘇村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の医療に関する条例の一部改正に伴う条文整備のため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第13号、「南阿蘇村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、介護保険料の延滞金について近隣町村の運用を鑑み現在の介護保険料の徴収実態に即したものとするため、その議決を求めるものであります。改正内容は、延滞金の計算方法や免除規定、割合の特例など所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号、「南阿蘇村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布され4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、その議決を行うものであります。改正内容は、出産育児一時金の額を現行の40万8,000円から48万8,000円に引き上げるべく所要の改正を行うものであります。

次に議案第15号、「南阿蘇村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の

制定について」であります。本議案は、国民保険健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布され4月1日に施行されることに伴い条例の一部を改正する必要性が生じたため、その議決を求めるものであります。改正内容は保険料の物価・限度額や、中低所得者に対する保険料の減額措置など所要の改正を行うものであります。保険料の軽減措置でございました軽減措置など所要の改正を行うものであります。

次に、議案第16号、「南相馬移住定住促進空き家住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、現在住宅数移住定住促進空き家住宅として、改修中の一関住宅及び下田区住宅をこの条例に新たに追加する必要性が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第17号、「南阿蘇村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、これまで毎月27日としていた家賃の納期限を村が有する他の住宅や水道料などと同様、毎月末日とするべくその議決を求めるものであります。

次に議案第18号、「南阿蘇村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、現行の入居者の資格のうち住所等要件を撤廃し、働き次世代や子育て世代の移住者の受皿拡大を図るため、村内外関係なく入居者の公募ができるよう、その議決を求めるものであります。また、これに伴い公募の方法についても所要の改正を行っております。

次に議案第19号、「南阿蘇村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され4月1日に施行されることに伴い条例の一部を改正する必要性が生じたため、その議決を求めるものであります。改正内容は、児童福祉施設等における安全計画の策定や自動車を運行する場合の児童の所在確認の義務化など所要の改正を行うものであります。

次に議案第20号、「南阿蘇村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、民法等の一部を改正する法律が令和4年12月16日に公布されその一部が同日に施行されたことに伴い条例の一部を改正する必要性が生じたため、その議決を求めるものであります。改正内容は、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い所要の改正を行うものであります。

次に議案第21号、「南阿蘇村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び民法

等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、法律の一部を改正する必要が生じたためその改正を求めるものであります。改正内容は、児童福祉施設等における安全計画の策定や自動車を運行する場合の児童の所在確認の義務化、懲戒権に関する規定の削除など所要の改正を行うものであります。

次に議案第22号、「南阿蘇村阿蘇白水温泉条例の一部を改正する条例の制定について」であります。昨今の電気料金及び燃料費等の高騰は当該施設においても経営状況が圧迫しており、その経営状況の安定化を目的とし条例の一部を改正する必要が生じたため、その議決を求めるものであります。改正内容は、施設の使用開始時間の変更や入浴料金の改定など、所要の改正を行うものであります。

次に議案第23号、「南阿蘇村久木野温泉センター条例等を廃止する条例の制定について」であります。本議案は、温泉施設の設置について規定している条例をそれぞれ廃止するものであります。下田城ふれあい温泉は廃止、久木野木の香湯温泉及びウイナスは民間への売却を予定しております。

次に議案第24号、「南阿蘇村長陽歩行浴温泉センター条例を廃止する条例の制定について」であります。本議案は、全議案と関連しウイナスの設置条例を廃止に伴い長陽歩行浴温泉センターを閉館するため、この条例を廃止するものであります。

次からは補正予算です。

まず、議案第25号、「令和4年度南阿蘇村一般会計補正予算第9号の議決について」であります。今回の補正予算は、1億1,230万円の増額で累計予算額は138億9,984万6,000円となります。今回の補正予算案は、国の補正予算を活用した熊本地震に伴う地籍調査事業の前倒しに加え、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の追加、及び各種事業費の確定による所要の調整を行うものです。また、今年度の財政負担を考慮し減債基金の戻入れ及び普通交付税が追加交付されることから、地方債の繰上償還を行っております。主な歳出補正の内容につきましては、賃貸住宅新築整備促進事業2,800万円。国の補正予算を活用した事業の前倒しで、地籍調査事業3,308万1,008円。中山間地所得確保対策事業500万円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業としまして、農業者を支援する農業資材等緊急対策事業に1,000万円を追加することとし、原油価格の高騰の影響を受けた村内の道路貨物運送事業者等に対して行う給付金事業130万円。キリンヴィバレッジ株式会社からの寄附を決定を行うLOOPみなみあそ環境整備事業に1,216万8,000円などの追加を行うものです。主な歳入補正の内容につきましては、村税が1億2,814万9,000円。地方交付税が7,416万7,000円。阿蘇白水郷美術館の

売却に伴う財産収入が2,932万2,000円の増額となった一方、各種事業費の確定に伴い国庫支出金が8,293万2,000円。過疎対策事業債を初めとする村債が7,240万円の減額となっております。また、今年度中の事業の完了に見込めない事業を第2表、繰越し明許費に補正として計上しております。

次に議案第26号、「令和4年度南阿蘇村簡易水道特別会計補正予算第3号の議決について」であります。今回の補正額は1,232万8,000円の増額で、累計予算額は4億3,753万4,000円となります。補正内容につきましては、歳入で消費税が確定申告より1,232万8,000円還付されたことから所要の調整を行うものであります。

次に議案第27号、「令和4年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補正予算第4号の議決について」であります。今回の補正額は239万円の増額で、累計予算額は1億2,848万8,000円となります。補正内容につきましては、歳入で消費税が確定申告により239万還付されたことにより、諸収入の増額を行っております。主な歳出補正は農業集落排水処理施設の濃縮汚泥採取費169万4,000円を増額するものであります。また、今年度中に事業の完了が見込めない事業を第2表、繰越し明許費補正として計上しております。以上が補正予算に関する提案説明でありました。

次からが、当初予算になります。

まず、議案第28号、「令和5年度南阿蘇村一般会計予算の議決について」であります。本予算の総額は111億7,290万円で前年度と比較して12億840万円、率にしまして9.8%の減となっております。主な歳出予算につきましては、公債費が南阿蘇鉄道災害復旧費などの元金償還の増加により、1億5,564万8,000円の増額。衛生費が新型コロナウイルスワクチン接種事業の増加により8,298万9,000円の増額。消防費が防災行政無線操作卓更新放送内容配信システム導入事業などの増加により5,017万5,000円の増額となっております。一方、民生費は南阿蘇鉄道への災害復旧事業貸付金10億円の終了などにより9億3,433万9,000円の減額。災害復旧費は、南阿蘇鉄道への災害復旧事業補助金2億1,800万円の減などにより4億2,017万1,000円の減額。農林水産業費は、両併西部地区基盤整備、農業経営高度化促進事業の終了などにより1億6,272万円の減額となっております。主な歳入予算につきましては、南阿蘇鉄道災害復旧事業などの地方債償還に伴う交付金措置分の増加などにより、地方交付税が3億1,200万円の増額。ふるさと寄附金の増加により寄附金が2億円の増額。固定資産税の増加などにより村税が9,982万9,000円の増額となった一方、南阿蘇鉄道の災害復旧事業費に伴う貸付金10億円の原資として借入れていまし

た熊本県市町村振興資金の減。南阿蘇鉄道への災害復旧事業補助金の減などにより村債が12億9,360万円の減額。熊本地震に伴う公共土木災害復旧事業の終了などに伴い国庫支出金が2億5,794万円の減額。財政調整基金繰入金などの繰入金が1億7,152万5,000円の減額となっております。

次に議案第29号、「令和5年度南阿蘇村国民保険特別会計予算の議決について」であります。本予算の総額は19億7,403万6,000円と前年度と比較して0.2%の増となっております。主な内容につきましては、一般被保険者医療給付費及び高額医療費の増加などにより前年度と比較して増額となっております。

次に議案第30号、「令和5年度南阿蘇村介護保険特別会計予算の議決について」であります。本予算の総額は16億7,900万円で前年度と比較して0.6%の増となっております。主な内容につきましては、介護保険事業計画策定に係る計画推進費及び地域支援事業費の増加などにより前年度と比較して増額となっております。

次に議案第31号、「令和5年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計予算の議決について」であります。本予算の総額は2億3,985万6,000円で前年と比較して2.6%の減となっております。主な内容につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合給付金の減少などにより前年度と比較して減額となっております。

次に議案第32号、「令和5年度南阿蘇村簡易水道特別会計予算の議決について」であります。本予算の総額は3億9,315万5,000円で前年度と比較して7.1%の減となっております。主な内容につきましては、国道325号配水管新設工事などの工事請負費の減少などにより前年度と比較して減額となっております。

次に議案第33号、「令和5年度南阿蘇村農業集落排水特別会計予算の議決について」であります。本予算の総額は9,472万3,000円で前年度と比較して20.2%の減となっております。主な内容につきましては、農業集落排水施設設備更新に伴う工事請負費・設計委託料の減少などにより前年度と比較して減額となっております。

次に、議案第34号、「令和5年度南阿蘇村生活排水処理事業特別会計予算の議決について」であります。本予算の総額は7,983万7,000円で前年度と比較して3.4%の増となっております。主な内容につきましては、公営企業適用債の元金償還の増加などにより前年度と比較して増額となっております。

次に議案第35号、「令和5年度南阿蘇村上水道事業会計予算の議決について」であります。この予算の規模につきましては、収益的収支予算では総額4,

289万6,000円で前年度と比較しまして、5.9%の減額となっております。資本的収入支出では収入624万7,000円に対し、支出は1,711万9,000円でこの不足額の1,087万2,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。以上が、当初予算に関する提案の説明でありました。

次は、財産の処分案件です。

議案第36号「財産の処分について」であります。本議案は、村有地を熊本県が施工する（湿谷川）事業関連、砂防等事業に伴う事業用地として売却するため、南阿蘇村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。処分の金額などは記載のとおりでございます。

次からは契約案件です。

議案第37号、「工事請負契約の変更について」であります。本議案は、以前に議決いただきました小規模住宅地区等改良事業の工事請負契約の契約金額変更につきまして議決をいただくものであります。変更内容は、（進入路工及び）、舗装版破碎の増工などにより契約金額を増額するものであります。変更する契約の金額などは記載のとおりでございます。

次に議案第38号、「工事請負契約の変更について」であります。本議案は立野瀬田裏線工事用道路復旧工事の請負契約の金額変更に伴い、契約予定金額が5,000万円を超えることとなったことから議会の議決を求めるものであります。変更内容は、舗装工及び構造物撤去工の増工により契約金額を増額するものであります。変更する契約の金額などは記載のとおりでございます。

最後に、人事案件でございます。

同意第1号、「副村長の選任の同意について」であります。現在、副村長であります田中信行氏が来る3月31日をもって任期満了を迎えられますので、南阿蘇村副村長の定数を定める条例に基づき、後任の副村長選任施策、地方自治法第162号の規定により議会の同意を求めるものであります。選任する方は、児玉みどり氏、住所は南阿蘇村大字河陽1939番地1、生年月日は昭和36年5月23日の61歳でございます。経歴につきましては昭和59年4月に長陽村に入庁、税務課長、教育委員会事務局長を歴任され現在に至っております。議員の皆様も御承知のとおりと思っておりますけれども、児玉氏は行政運営に関しましてすぐれた人材であり、人格は高潔、信頼できる人物であることは間違いなく副村長として最適にあると確信をしております。任期につきましては4年となっておりますので令和9年3月31日までとなります。御理解をいただき御賛同いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

次に、同意第2号、「南阿蘇村教育長の任命の同意について」であります。

現在、教育長であります松野孝雄氏が来る3月25日をもって任期満了を迎えられますので、後任の教育長として今村了介氏を任命したく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。今村氏の住所は南阿蘇村大字河陰4104番地6、生年月日は昭和37年7月15日の60歳でございます。経歴につきましては、昭和62年4月に久木野庁舎に入庁。教育委員会事務局長、議会事務局長、総務課長を歴任され現在に至っております。人格は極めて高潔、教育委員会事務局において7年。そのうち、事務局長として4年の経験もあり教育行政に関し見識も豊富で適任であると確信をしております。任期につきましては3年となっておりますので令和8年3月31日までとなります。御理解をいただきまして、御賛同いただきますように、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に同意第3号、「南阿蘇村教育委員委員会委員の任命の同意について」であります。教育委員会委員であります島田さき子氏が、来る3月25日をもって任期満了を迎えられますので、令和9年3月25日までの4年間引き続き任命したいと考えております。島田氏は、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し高い識見を有しておられ、引き続き教育委員を務めいただきますのにふさわしい最適な人物であると選任をいたしました。今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものでございます。御理解をいただき、御賛同いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

以上が、提案理由の説明でありました。足早な説明でありましたので、各常任委員会の中で御質問をちょうだいし、詳細に御説明を申し上げたいと思っております。御理解をいただき、議決いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（桐原純男議員） 以上で、今回執行部から提案されました全議案についての説明を終わります。

お諮りします。議案第28号から議案第35号までの8議案は、関係する常任委員会に付託して、審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原純男議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号から、議案第35号までの8議案につきましては、各常任委員会に付託して、会期中の審査とすることに決定いたしました。

また、執行部から提出されました全議案の採決は、最終日に行いますので、十分内容を確認しておいてください。

ここで、10分間休憩に入ります。

○  
午前10時47分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（桐原純男議員） 再開いたします。

#### 日程第46 一般質問

○議長（桐原純男議員） 日程第46、「一般質問」を通告順に行います。

一般質問で質問される際には、前の質問席にて議席番号、氏名を名乗って質問に入ってください。質問が終わりましたら、自分の席で執行部からの答弁を聞いてください。答弁の内容について再度質問される場合は、その場での質問を許可します。質問される方は、要点を簡潔にお願いいたします。答弁される方は、質問内容についての的確に答弁をお願いいたします。12番、橋本功議員の質問を許可します。

○議長（桐原純男議員） 12番、橋本功議員の質問を許可します。

○12番（橋本功議員） はい。12番橋本功です。議長、2問の質問事項がありますので、一問一答の許可をお願いいたします。

○議長（桐原純男議員） 許可します。

○12番（橋本功議員） ありがとうございます。

初めに、村民の暮らしについてお伺いいたします。2020年1月コロナウイルス感染症が確認されて3年が経過しました。長引くコロナ禍に加えて、原油価格、物価高騰が国民生活に影響を及ぼしています。その原因は、ロシアによるウクライナ侵攻や円安を背景に、原材料燃料の加工等が指摘されています。政府は電力・ガス・食料品等の価格高騰重点支援、地方交付金の創設を閣議決定しました。予算額は6,000億円です。南阿蘇村には1億3,500万交付されております。この交付金を活用して電力やガスを含むエネルギー、食料品価格高騰による負担軽減するための支援を行うべきであります。残念ながら、目的以外のことに流用して活用されていますのは私はそれを遺憾に思っています。2020年9月に政府は、住民税の非課税世帯を対象に1世帯当たり5万円を給付することになり既に給付は終わりました。これとは別に高森町が、全町民に父兄の負担を軽減するため一律5万円給付と町独自の支援を決められました。このほか、学生にも1人当たり5万円を給付経済支援として商工業者には一律10万円、農林畜産業者には5万から20万円を給付するとなっています。昨年12月議会の合同常任委員会において、辰巳議員より緊急経済支援を高森町の5万円給付について、住民から高森町と南阿蘇村の差を問われたことを質問されました。このことについて村長は、隣のやり方もある。なんですかと聞かれても答えようがない。高森町に聞いていただかないと。うちうちのやり方があるので答えられないと述べておられます。事実上の答弁拒否で

あります。私はこのことについて、質問に対し真摯に向き合う答弁はなく、不誠実きわまりない答弁に上げるとしました。答える責任があるのにも関わらず不可解な答弁に聞く力が欠如しております。村長としての責任は崩壊し村民の信頼がぐらいで水低下に拍車をかけているのだと思われまます。こうした声を払拭するためにも、村民に正面から向き合うリーダーになっていただき、丁寧な答弁をお願いし質問させていただきます。

1点目は、物価高騰の影響を受ける父兄の負担軽減についてであります。コロナ禍とエネルギー物価高騰の影響を受けて村民は不況に陥っている中、うちのやり方があるとのことですが、どのような方策があるのかお聞かせください。

2点目は、村として現状をどのように救済策を考えるかです。エネルギー物価高騰の影響が長期化する中、村民生活に深刻な影響を与えています。これから春にかけて、さらに、さまざまな物価高騰が予想されていることは村長も御存じかと思えます。村民にとって、不安どころか事実として受け止め私は少しでも村民の生活が楽になるように、持続可能な経済対策を行うべきと考えています。特に、生活に困窮する方、高齢者などの暮らしはますます苦しい立場に立たされることが懸念されます。今後、高齢者や生活に困窮する方への支援についてさらなる検討が必要と思われまますが、どのような救済策を考えられるか村長の見解を伺います。

以上で、1問の質問を終わります。

○議長（桐原純男議員） 吉良村長。

○村長（吉良清一村長） ただいまの御質問にお答えいたします。

村民の暮らし救済につきまして、今の質問二つございますが関連しておりますので一括してお答えさせていただきたいと思えます。物価高騰の背景には、世界中で猛威を振るっております新型コロナウイルスの影響、やエネルギー不足、また、ウクライナ戦争による影響がございます。各家庭におかれましては、特に冬場の電気代高騰による家計への圧迫が大きかったことと思えます。橋本議員質問の家計への負担軽減につきましては、コロナ禍におきまして原油価格や物価高騰により影響を受けている生活者、事業者に対する負担軽減策といたしまして新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、これを活用いたしまして、水道料金これを令和4年12月納付分から令和5年2月納付分まで本村水道事業、これは上水道と簡易水道でございますが、の給水契約をされている全ての個人・事業者・利用者の基本料分1,210円を3か月分減免しております。また、子育て世代への支援補助としまして、村内18歳以下の子ども1人当たり2万円を支給しております。農家への営農継続への意欲向上、また農業経営の安定化へつなげるために、農業用資材等緊急対策事業や飼料高騰対策支援事業としまして、資機材等の補助を行い農家への負担軽減対策を行っ

てまいりました。また、今回の3月補正におきましては、村内の運送業者に原油高騰による支援策としまして、臨時交付金を活用して南阿蘇村運送事業者等燃料費支援給付金を補正をしております。給付内容としましては、4トン以上で4万4,000円、4トン未満2万1,000円を予定をしております。このように村民の皆様の生活を第一に考えまして、今、村で行えることに知恵を出し合いまして南阿蘇村の財政状況を鑑みて取り組んでまいります。

以上で、答弁を終わります。

○議長（桐原純男議員） 12番、橋本功議員。

○12番（橋本功議員） 村長、このようにですね、支援をしておれば、ちゃんと答えてあげるべきですよ。それを隣りに聞いてください。そんなこと言われるからですね、こういった質問をしないとイケない。これは私、村長謝っていただくかと思ってました。しかし、そのことは全然ない。今度は村長は、施政方針で必ず村民に向き合ったことをやっていくんだと、村民中心の村政をするんだということを常に言われます。したら、・・・全然違うじゃないですか。全然村長違っております。だから、丁寧な答弁をしていただけないんですよ。これが私は1番遺憾に思っているところです。そこはちゃんと議員もね村民の代表でですねお聞きしているんですから、それはちゃんとやっば村民に伝わる答弁を是非お願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（桐原純男議員） 12番橋本議員。質問席へどうぞ。

○12番（橋本功議員） 2問目の質問に入らせていただきます。

村長の個人ホームページに記載されている農業に関する件及び補助金についてお聞きいたします。農水省では、地域の活力創造プランと題した施策の用意2023年までに40歳以下の農業従事者40万人引き上げる目標を掲げ、農業に足を踏み入れようとする人々の必要な技術習得の研修や、経営の不安定な新規就農者への補助金等による支援などの対策を講じるとしてあります。補助金制度は、農業に行くか事業者にとって重要で必要な資金経営の拡大や農地の確保・機械の購入・運転資金などのさまざまな時期や場面に応じて利用されます。農業補助金は種類が多くて複雑であります。上手に使えると経営において、多くのメリットをもたらしてくれます。農水省は、農業基本法から食料・農業・労働基本へと舵を切って見直しに着手しております。農業は、食・土地・地域を守る役割を果たしているからでございます。納税課の資料によりますと、昭和4年度の補助金は全てではございませんが、納税係10事業名で2億5,300万円負担がかかる。13事業名で約5,300万円。有機農業推進係9事業名で1億1,550万円。農地整備係4事業目で1億3,500万円（義務がかかる）3事業目で1,300万円の補助金が使われております。トータルで約5億5,650万円になります。

ほかに、ワイン栽培など委託料等がございます。農業補助金交付要綱ではこのように多くの補助金が使われ活用されています。村長が述べた麻薬と思われる補助金はどれでしょうか、お尋ねをいたします。

本村では、令和3年10月に南阿蘇村農業みらい公社を吉良村長が理事長として設立しています。この農業みらい公社設立には補助金が使われております。村長は全て補助金は使っていないと明言されているのに矛盾しているのと思いたすがいかがでしょうか。お尋ねいたします。

以前、ライスセンター火災が発生しました。時には、そのとき再建に補助金を利用されたのではないのでしょうか。私は当時のことを長野村政から聞いております。私は村長のホームページに、農業に関するメールを読んで驚きました。この記事を読まれた農家の方のみならず村民だけでなく、世論は大変不快な思いをされているのではないのでしょうか。文章を割愛します。私の・・・補助金は人を腐らせる。最近、補助金補助金と口にする若い農家を見かけますが、実に嘆かわしく残念でなりません。補助金は呼び水として使うものであって常習すべきではない。補助金イコール麻薬。麻薬を常習すれば廃人になるとあります。補助金は、国や自治体のさまざまな政策目標を達成するために、企業や個人事業、主な取り組みをサポートするための制度であります。

そこで、1点目の質問です。補助金、麻薬イコール麻薬を常習すれば廃人になるとあります。また、麻薬は灰になって税金は払わなくなるとありますが、このことについて、村長のお考えをお聞かせください。

また、このホームページに、職員から大変良いことが記載されていますので、新規就農者やこれから農業やりたい若い方は是非御覧ください。しかし後にホームページは書き直してありました。現在は消されております。大変良いことは記載されてあるのに、なぜホームページの書き直すことに至ったのか、お尋ねいたします。

2点目は補助金について伺います。基幹産業である農業は、飼料・肥料・燃料等の高騰、生産資材価格の上昇で厳しい経営を余儀なくされています。この状況が続ければ、営農もこんなに落ち農業の衰退に繋がる問題になりかねません。村の財政が厳しいのは承知の上で、農家経済の安定化と生産の繋がりには出来る限りのサポートをするべきと考えます。私は、村長の発言と村政は停滞の極みにあります。行政の信用失墜。地域経済施策のウエイトという状態に陥りました。村長が水を差すことをしてはならないと思うのであります。メールの内容を見ると、悪質性というか、愉快犯ともとれるいろんな捉え方ができると思いますが、この文章にはいろいろやってきたが全て補助金を使っていない。それぞれ、後継者が育ち事業は継承されていると記載されています。補助金は一切使わなかったとしてありますが、補助金を使わずに農業ができるのかお聞

かせください。

3点目は、村から補助金を出して団体数と事業数についてお伺いします。私も含め、村民の皆さんは南阿蘇村が出資している補助金を全体で幾つの団体が受けているのか。補助金を使う事業数は幾つあるのか。理解しておりません。また、村の補助金総額はどのくらいなっているのかについて理解が出来ないと思います。私は補助金の支出は補助金等適正化法に基づき村は運営しているものと考えます。この一連のサイクルの中でどのように活用されているのか。公益性に行われているのか。把握、適切な補助金の使われ方について検討しておくことが大切だと考えます。私も予算書や決算書を見ましても部門ごとの縦割りの中で全体像つかみづらい状況であります。そこで、団体数と事業数はどのくらいあるのか。また補助金の総額は幾らになっているのかお伺いいたします。

以上で登壇の質問を終わります。

○議長（桐原純男議員） 吉良村長。

○村長（吉良清一村長） それでは、2問目の質問でございます。

この質問にお答えする前にですね、このような経緯に至ったことを簡単に御説明したいと思います。私はこれまで村長になる前は農業経営を営んでおりましたけれども産直に力を入れてやってきました。産直をする上でですね最も重要と考えていましたのは、農産物の生産の過程とか、あるいは私個人の生産者のプロフィール、これをですね消費者に伝える知ってもらうということが大変重要と考えまして40年ほど前にですね、私の個人的な個人でホームページを開設しましてその後は情報発信に努めてきました。この私の私的なホームページの中にですね、私の考えを紹介するページがございまして、今回その一部分、その一部分がですね問題となっております。お手元にですね、配布、皆さん今日は傍聴の方も多いんですけども、先ほど橋本議員が読まれた文と同じような配付資料を配付しております。その配付資料をですね、ちょっと上から読み上げますと、下のこの紙の真ん中あたりに書いてありますけれども、これ画面キャプチャーと申しまして画像でございます。私のホームページをカメラで撮ったやつです。ここの画像の文言というのは10数年前にですね私が私的なホームページに書き込んだ文言でございます。当時私は農業を営んでおりましたので当時の心境を述べたものです。現在はですね既に消去しております。掲載存在はしておりません。真ん中の文は先ほど橋本議員が読まれたとおりでございます。それから下を読みます。文中に補助金イコールイコール、このイコールが二つありますけれども、麻薬とありますがイコール二つは、ニヤリーイコールと同じ意味があると考え使った記号でございまして、補助金は麻薬に似た部分があると、これを表現したくてこういう記号を使いました。この文献もちゃんと出ております。これももう10数年前に文献が出ておりますけれ

ども、そうした有識者の中にもですね補助金とは麻薬のようなものとした文献もございますし同様の詩集が述べてございます。ただ文献の中にもですね言い方は悪いのですがと。言い方は麻薬という言葉ですね、言い方が悪いという前置きがありますけれども、私も全く当時は同様のつもりで麻薬を使ったということでございます。言い方は非常に誤解を招くような文言だったと思います。

また補助金自体をこの文言を読んでいただくとですね、補助金自体をした否定したわけではありませんので使い方次第であると言いたくて、また気骨のある立派な農業経営者に育ってほしいと、後継者に育ってほしいという思いで当時書いたものでございます。これまでの経緯は以上でございます。

これから橋本議員の御質問にお答えしようと思っておりますけれども、この議会ですね一般質問というのはですね議員必携とか村の議会規則によりますとですね、この議会での一般質問は村の一般事務について、という規定がございます。私ですね個人のホームページとか、あるいは私個人が補助金を使ってるかどうかということがですね、この村の一般事務に当たるかということとはちょっと甚だ疑問ではございますが、その農業補助金というのは非常に大切なことでございますので、これを機にですね私の考えを述べさせていただきたいと思っております。それで答弁を行います。

まず質問事項に村長の個人のホームページに掲載されていると質問にございますけれどもこれはもう掲載されていたの間違いでございます。質問要旨のですね（１）質問要旨の（１）で、補助金は麻薬になると私が麻薬になってあると、さも言ったかのように書かれておりますけれども、私は補助金イコール麻薬ということは申しておりませんので、これは先ほど申し上げた配付文書を御覧になれば分かると思います。次の行に書き直されているというのは、もう既に書き直しておりません。消去しておりますなぜ消去したのか。なぜ消去したのかについて答弁をいたしますと、職員がフェイスブックに書き込んだのがですね、昨年１２月の末のことです。その直後に複数の住民の方からですね、私に、村長は補助金のことを麻薬と言ったのかというお尋ね、問合せが複数ございました。それで私は１０数年前に私のホームページに書いたことでありまして、最近そのような発言をしたわけではございません。ということをお答えしまして御納得をいただきました。このようなことがありましたので誤解を招くといけないと。現在たった今私がそんな発言をした。と、とられてもですね困りますので、もうこれは消去したほうが良からう。ということで消去した次第です。

次の（２）の質問でございますけれども、村長は補助金は使っていないのかという質問でございますが、この配付文書の真ん中の画像の３行目辺りを御覧いただくと、私たちはこれまで、私たちはとしております。私たちはこれまで

オアシス米幾つか事業がございまして、この様々な事業において全て補助金は使っていないということを書いております。つまり、この事業についてですね補助金は使っていないということで、私個人のことを述べたものではございません。その記載の中にですね、先ほど火災で燃えたという話がありましたけども初代ライスセンターと書いてあります。初代ライスセンターと書いておりますのは、現在はですね焼失しまして2代目です。2代目は補助金を使っております。ですからですね裏を返せば、これは初代は使っていないけれども2代目は補助金を使いましたという意味でそういうことで書いたわけでございます。そしてまた、そのすぐ下に補助金は使ってもいいのですがと書いておりますので、今でも私も補助金は使っていると考えております。ただ、昔に比べてですね補助制度が異なってきておりまして、多くの補助事業がございまして、農業も大変厳しい状況ですのでこれはもう国の補助事業を有効に使ってですね、有効に、しかもうまく使って、そしてしっかりした農業経営をやっていただきたい。補助金をうまく使うべきだという思いは今でも変わりません。

3番目の質問はですね、これにつきましては農政課長のほうから答弁をさせていただきます。以上で答弁を終わります。

○議長（桐原純男議員） 下田農政課長。

○農政課長（下田朱美課長） 農政課長の下田です。要旨（3）補助金を支出している団体数と事業費補助を行っている事業者数と金額を伺うについてお答えいたします。農政課に係る令和3年度に農業補助金を交付している管内団体数は、南阿蘇村畜産部会や南阿蘇村地域再生協議会など21団体、金額は3,298万2251円です。令和4年度につきましては、交付予定21団体と変更はございませんが、2月末時点におきましての執行済み団体は9団体、金額は1,419万191円となります。以上で答弁を終わります。

○議長（桐原純男議員） 12番、橋本功議員。

○12番（橋本功議員） これあの村長から言われました。これは一般的なものだ。一般質問には疑問があるということでございますけども、村長は一般の方じゃありませんか。村長は今のリーダーです。勘違いをされてはいけないと思います。そのリーダーの方がこんなことしてはいけないんです。しかもそのね、20年か30年か40年か分かりませんが、過去の分もをとってですね、このようにしてされて、それはもう、その前の話だった。言われても、これは村長絶対通じないと思います。村長が一生懸命補助金をもってこないといけないんです。そして、この農業者に活力を与えないといけない。それが本当にいかなものかなって思う疑問をみんな持たれるんですよ。疑わしい文章だってこれ思いますよ。これじゃ駄目だと思います。今、農水省も一生懸命ですね、この農業に関することを今審議があっておりますね。6月には答申を

するということをごさいました。そうした中でですね、村はですね基幹産業は農業だということが頭の中に入っていないといけない。そのために村長は農業交渉作られたじゃないですか。1人でも多く農業をやらせようと。荒廃にならないようにさせようということが村長の考えじゃなかったですか。それがどうも裏目に出る、何でこんなことされるんだろうか。私は不思議でならない。本当にね村長、これは村長頑張っていたら農業の活力をつくっていただきたい。そうすることによってですね農業はですね、もっと広がるんじゃないかなと思います。いろんな言葉としても出ております農業の問題にもですね、しかし、これはいや違うと言われても誰も信じる者はいないと思います。この文章で答弁書もいただきました読みました。えって思いました。世界のですね、ヨーロッパでは、所得の直接補償までやってるんですね。日本でも、これを見習わないといけないということがですね、言われております。そういう中で、こういうですね、こういうのを出されてですね、いやあこれはもう昔のことだからって私の思いはもうこういうことで頑張ってください。という意味でしたと言われても、おまけに職員までいいことが書いてありますなんていうんです。めちゃくちゃな話ですよこりゃ。これは是非ですね、村長反省していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（桐原純男議員） 吉良村長。

○村長（吉良清一村長） はい、とにかく麻薬という言葉がですね、誤解を招いてしまったこと辺は悪い表現がまずかったなということは非常に反省はしております。しかし先ほども答弁で申しましたように、補助金は有効に使うべきだと。しっかり使って有効に使う、うまく使うべきだという考えは今も変わりません。これからもですね、補助金をうまく活用してそして、しっかりした農業をやってもらうために、しっかりと取り組んでまいります。以上です。

○議長（桐原純男議員） 12番、橋本功議員、

○12番（橋本功議員） ま、村長どうぞよろしく願いいたします。

以上で答弁、質問を終わります。

○議長（桐原純男議員） 11番、笠野眞喜議員の質問を許可します。

○11番（笠野眞喜議員） おはようございます。11番笠野です。

議長のお許しがありましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。議長質問事項が二つありますので一問一答でお願いします。

○議長（桐原純男議員） 許可します。

○11番（笠野眞喜議員） ありがとうございます。

近日は気温も上がり暖かい日が続き河津桜も見頃になってきました。

コロナ感染症対策も少しずつ緩和され、村外の観光客も多く見られ村の賑わいを取り戻しているように思うこの頃です。

では初めに、立野ダム周辺整備について質問させていただきます。

①仮設備ヤード跡地の整備計画のスケジュールと御提案は現段階でどのようになっているか、をお聞きしたいと思います。立野ダム事務所もコンクリート打設がもうすぐ終わります。完了したならば後片づけ作業に入り仮設備の撤去作業も始まりますが、撤去後の整備工事を立野ダム事務所ではどう考えておられるのか村民の関心もあるようです。仮設備の構造物をどのように残し活用していくのかもお尋ねします。また、リムトンネルの利活用ですが、ダムのリムトンネルはダム工事が終わったらダム管理から外れると聞いておりますので、リムトンネルを自由に使えるように譲渡していただき、管理組合等設立へ村民に観光客が使えるようにしてもらいたい。

②です。憩いの家を含めた整備計画と活用策をどのように考えを持っているのか。の質問です。村長も御存じだと思いますけども、そもそも憩いの家は何で建築したのか。執行部の皆さん全部知っておられると思います。今では、立野区民ダム工事協力者に対しダム建設に対する感謝の気持ちなどは無くなったのか。ダム建設が順調にいったからもう憩いの家は要らないのか、お聞きします。周辺整備と立野区民の方に対しても、今までのご苦勞・感謝を考えると憩いの家は復活させるべきではないかと私は考えております。

③は、立野ダム駅の計画と進捗状況についてです。ダム駅は先輩議員からも引き続いた事案です。先輩議員からダム駅はどぎゃんなつとつとかと聞かれ、今は仮設備があるので建設されませんと言っているのが現状です。どうなっているかお聞きします。ダム駅が出来たら、観光面でも期待されると私は考えています。トロッコ列車やイベント列車が停車できる臨時駅でもいいから駅建設をやってもらいダムに最も近い駅として、観光客の誘致を考えたらどうかと思います。

④は、旧立野小学校の今後の活用策はどう考えているかの質問です。旧立野小学校は、ダム広報室、避難施設として活用されてきましたが、ダムが出来たら、広報室や資料室はダム管理事務所に移ります。また、立野公民館も建設されており避難所としても活用されることはないと思います。今後の旧立野小学校をどのように活用されるのか、お聞きします。

昨年、私たち委員会で11月28日に大分市ふれあい交流宿舎のつはる西部の楽校を研修視察しました。宿泊可能な社会教育としての改修がしてありました。旧立野小学校も宿泊研修施設として検討する価値があると思われませんが、どうでしょうか。また、ダム見学やジオサイトの見学、立野峡谷での溪流遊び等の宿泊研修してもらおう場にしたらどうでしょうか。4項目を質問しましたが、今後は、立野ダム事務所や、今から始まる川まちづくり計画で検討されると思いますが、ダムを利用した周辺整備をお願いしたいと思っています。

1 問目の質問を終わります。

○議長（桐原純男議員） 吉良村長。

○村長（吉良清一村長） ただいまの御質問立野ダム周辺整備についてお答えをいたします。

まず要旨①の仮設ヤード跡地の整備計画のスケジュール等、具体案はどうなっているのかと。これにつきましては立野ダムは令和5年度中の完成を控え、11月には試験湛水も発表されておりましたが、仮設ヤード用地につきましても村への跡地返還を伴う造成計画を現在協議しているところでございます。仮設ヤード跡地におきましては、南阿蘇地域整備計画に多目的記念館とスポーツ広場の計画がありますので、仮設備ヤード整備基本計画をもとに来年度に設計を行い、令和6年度に白川水源地域・対策基金・地域振興対策補助金等の申請を行いまして令和7年度からの今のところそういう計画をしております。7年度からの工事着手を今のところ計画をしております。

リムトンネルの御質問がございましたけれども、これにつきましては、今日ちょっと準備をしておりませんでしたので、また改めて考えをお話ししたいと思います。

次に、要旨②の憩いの家を含めた、整備計画等を活用策をどのように考えているのかということですが、立野憩いの家におきましては、今後の活用について検討中でありまして、具体的な活用策につきましては今後、産業観光課及び健康推進課で協議を行ってまいります。立野憩いの家と仮設備ヤードは位置的にも非常に近いところでございますので、仮設備ヤード整備計画では憩いの家の道路の向かい側にあります、先ほど議員言われました山の神と呼ばれる場所、これと仮設ヤードとの連絡通路整備も計画しておりまして何らかの連携した活用が出来ないだろうかということで、活用したことができるだろうということで検討しております。

次に、要旨③の立野ダム駅計画等進捗状況はどうなっているのかであります。ダム駅設置につきましては、令和2年6月29日の南阿蘇鉄道株式会社取締役会におきまして全線再開後引き続き協議していくということとなっております。ダム駅用地につきましては、南阿蘇鉄道株式会社に駅設置可能区域を確認し、立野ダム工事事務所に対しまして駅用地確保について要望をしているところでございます。立野ダム工事事務所の方でも、前向きに検討をしていただいているところでございます。

次に、要旨④の旧立野小学校の今後のダムとの活用策をどのように考えているのかでございます。現在、旧立野小学校は、地域住民の防災拠点・避難所として活用をされております。また、熊本大学がサイエンスカフェの取り組みを行っておりまして、九州電力でも教室の一室を使って活用が行われております。

立野ダム関係では、阿蘇立野ダム広報室等・監督官・事務室が設置され利用されております。立野ダムと旧立野小学校との連携につきましてはダム完成後は阿蘇立野ダム広報室と監督官事務室がダム堤体横の管理事務所内に移設が計画されておりますので、今後立野ダムと旧立野小学校この二つをどう連携するかにつきましてはの計画は今のところございません。今後は、旧立野小学校施設は南阿蘇村行政改革推進委員会において、公共施設の適正配置について方向性を協議してまいります。議員からいろいろ提案がございましたので国交省と今後進めます川まちづくり事業。ここにですね、その協議会でいろいろ提案させてもらいまして、織り込んでまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（桐原純男議員） 11番、笠野眞喜議員。

○11番（笠野眞喜議員） まあダムも11月には試験湛水ということでもう完成も間近になっております。ダム完成後のですね、利活用の発展がもう村の発展ともつながっていくと思います。私もちょっと提案をしましてしておりますので村長の答弁はやや組んでもらえたかなと思っております。しっかりとですね、立野地区の皆さんに対してもやっぱり御礼感謝の気持ちはなからにやいかんと思います。憩いの家の復活など特に考えておりますのでよろしくお願ひします。

2問目の質問に入らせていただきます。

○議長（桐原純男議員） 質問席でどうぞ。

○11番（笠野眞喜議員） 2問目の質問に入ります。

南阿蘇鉄道開通に伴う観光客誘致について今の下田城ふれあい温泉駅。駅舎有効活用の予定や計画はどのようになっているか。熊本地震後最後まで残ってありました災害復旧工事南阿蘇鉄道も今年7月15日に全線開通いたします。大津駅への乗り入れも楽しみの一つです。2本ほどの大津駅乗り入れが予定されているそうですので、通学、病院等の何人も高齢者の方にも喜ばれることと思っております。また上下分離方式になり列車の運行と線路駅舎が別れますが、村の管理も産業観光課か総務課と分かれるのかどちらが担当なのかわかりませんが質問いたします。

下田城ふれあい温泉駅の駅名ですが温泉のない駅舎です。駅名の変更は考えておられるんでしょうか。これも私の提案ですけども、現在テント型のサウナが流行していますが、下田城ふれあい温泉駅をサウナ駅に利用したらいいのではないかと考えていました。温泉に利用した浴槽もあります。サウナ後の水風呂としての利用を考えたらどうでしょうか。列車の昇降に妨げにはならない、プラットホームテントサウナを設置すれば、観光客やサウナ愛好者に注目されるのではないのでしょうか。設置に関しては、大がかりの経費も増えることなく、

集客の目玉になると考えます。どうでしょうか。村内でこのようなアウトドアタイプのサウナなど目を引く物がないと思うのですが、御一考をお願いいたします。

②の南阿蘇鉄道各駅舎と、村が連携した開通記念の企画など南阿蘇鉄道利用客誘致などをどのように考えているのかの質問です。開通記念企画は、本村にとっては大きな転換期と私は考えております。村外からの観光客が鉄道を利用して観光することを考えたときに、今の村内をどのように観光してもらうのか。また、開通に合わせて駅舎周辺整備や利用客増加を念頭にどのように利用があるか私なりに考えてみました。鉄道マニアの方々の利用も見込めるのではないかと思います。また周辺整備に関しましては、沿線沿いの遊休農地を利用した花畑や案山子などの沿線地区ごとに模索したらどうでしょうか。乗り鉄や撮り鉄の方々や観光客のホットスポットになるのではないかと考えております。

2問目の質問を終わります。

○議長（桐原純男議員） 今村産業観光課長

○産業観光課長（今村洋一課長） はい。南阿蘇鉄道、開通に伴う観光客誘致について、要旨①下田城温泉駅駅舎有効活用の予定や計画についてお答えいたします。下田城温泉駅につきましては、温泉機能を廃止し駅舎として活用していくこととしておりますが、村内の他の駅と同様に観光スポットの一つとなるよう民間での利用も含めて利活用方法について検討を進めてまいります。

また、南阿蘇鉄道の駅は村内に九つありますが、それぞれの駅周辺には水源や観光農園を始めとする多様な観光資源が多数点在しているため、各駅舎をにぎわいの創出の起点とし、まち歩きガイドマップを作成するなどより多く観光スポットを周遊していただける取り組みを実施し、南阿蘇での滞在時間の延長及び満足度の向上につなげたいと考えております。

また、南阿蘇の爽やかな風を感じ、きれいな水や澄んだ空気を体感していただく観点からもレンタサイクルの設置やサイクリングマップの作成も併せて検討しているところでございます。要所に各駅舎管理者と村が連携した開通記念の企画など南阿蘇鉄道利用客への観光誘致につきましてお答えいたします。

南阿蘇鉄道は、村民生活に必要な地域公共交通の基軸であると同時に、南阿蘇地域の基幹産業である観光業を支える県内屈指の観光資源でもあります。南阿蘇鉄道は今年災害復旧工事の終了を予定しており、7月15日の全線運行再開に向け鉄道事業の上下分離、JR豊肥本線乗り入れなど各事業を進めております。

また、本村の駅管理者観光局などで構成しているイベント実行委員会では、駅舎のイルミネーションメディアによる村外への情報発信を行うとともに、沿線各駅舎では、例年、駅管理人を中心に企画した七夕イベント・クリスマスイ

ベント・スタンプラリーを実施しております。そして、マイレール意識の向上を目的に熊本大学生を主とし南阿蘇鉄道応援団による南鉄教室を本村と高森町の各小学校で開催するなど南阿蘇地域内外の多くの方の利用を促進するための事業を行っております。今回御質問いただいた中で、南阿蘇鉄道の全線運行再開の際には、南阿蘇鉄道復旧支援対策実行委員会を主とし、高森駅・立野駅前線再開と同時にセレモニーやイベントを検討しております。内容は現在、イベント会社に企画立案を依頼しており3月末に企画案が提出された段階で、南阿蘇鉄道・沿線町村観光関係者で検討していく予定です。

また、熊本県・高森町・南阿蘇鉄道と共同で人気アニメとコラボ企画を進めております。来年度を実施予定としております。その際には、国内外への観光誘致に大きな効果を見込んでいます。沿線各駅舎では、例年のイベントに加え、全線再開セレモニーやイベントと合わせた駅舎イベントの開催を検討しており、南阿蘇鉄道と駅舎地域が一体となった地域活性化につながるようなイベントを開催できればと考えております。具体的な内容は、定期的開催している各駅舎イベント打合せ意見交換会で検討していく予定としております。

以上で答弁を終わります。

○議長（桐原純男議員） 11番、笠野眞喜議員。

○11番（笠野眞喜議員） 1番笠野です。さっき質問しました下田城ふれあい温泉駅ってありますけども、これは温泉がないのにこの名前がいいのか、後で村長、御答弁をお願いいたします。

また南阿蘇鉄道が全線開通をするのを機会に南阿蘇のPRを大々的に行い、また、せっかく開通しますので村民の皆さんが鉄道利用、していただくよう、お願いしたいと思います。そのためにも、いろんな施策があると思いますので、よろしくをお願いします。駅名について村長よろしくをお願いします。

○議長（桐原純男議員） 吉良村長。

○村長（吉良清一村長） ただいまの質問でございます。下田城の温泉という駅名にですね温泉とついておりますので、温泉機能が廃止されましたので駅の名前はこれからどういう名前が1番いいのか考えていかなければならないと考えております。

○議長（桐原純男議員） 11番、笠野眞喜議員。

○11番（笠野眞喜議員） はい。南阿蘇もですね、私は全国から注目されてたと思いますので駅名とか7月15日に間に合うようですね、頑張っていってもらいたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（桐原純男議員） 以上で、11番、笠野眞喜議員の質問を終わります。

これで、午前中の審議を終わりたいと思います。

午後は13時から開会いたします。

○  
午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開  
○

○議長（桐原純男議員） 1番辰巳和美議員の質問を許可します。

○1番（辰巳和美議員） 1番辰巳和美です。議長の許可を得て一般質問いたします。今回、学生に対する交通費助成制度の設置について再度質問いたします。

3月4日南阿蘇中学校84名の卒業式が盛大に挙行されました。コロナ禍の中で、初めてみんなでの校歌斉唱と聞きさらに感慨深く思いました。今後、子どもたちのますますの活躍を祈るばかりです。その子どもたちのためにも今回再度質問をさせていただきます。

さて、平成25年第4回定例会にて、山室議員が子どもたちへの投資と考える、また家庭の負担を軽減するため子育てする家庭の応援施策として一般質問をされております。また、今村竜喜議員も委員会の中で南阿蘇鉄道への自転車の乗り入れ等の提案もされております。当時の教育長の答弁では今後前向きに検討するという回答でした。私も昨年9月に同様の質問をいたしました。通学に対し助成は考えていないという回答をいただきました。しかしながら、通学を機に公共交通機関を利用し、さらに助成制度が確立すれば祖父母だけを無駄に残し村外へ移住する家庭も減り、また親元を離れずとも学校に通える環境が出来ます。ちなみに今年の南阿蘇中学校の卒業生の進路です。高森高校に進学する生徒が18名。大津・翔陽に進学する生徒が18名。阿蘇中央高校が8名。県外が3名。市内その他が37名と聞いております。

子ども1人に親が2人移住してしまえば100名以上が村外から出ていくこととなります。7月15日待ちに待った南阿蘇鉄道の全面再開です。その前に公共交通機関の利用促進、今回は学生に対してですが、後には免許返納後の移動手段とも結びつき、外にある地域のサービスや支え合いを村の交通施策と交通施策を取り入れ支援することで誰1人取り残さない明日の各法にもつながると考えております。今後、人口の減少が懸念されております。子育て支援、移住定住に力を入れると兼ねがね申されておりますが、今、進学を機に転出を考えておられるこのタイミングで制度を構築しなければなりません。財政状況が非常に厳しいことは承知しておりますが将来を担う子どもたちのためにも、今後必要である助成制度の設置を急務と考え今後の展望をお伺いいたします。

○議長（桐原純男議員） 野口子育て支援課長

○子育て支援課長（野口幸広課長） 交通費助成についての質問にお答えしま

す。子育て世代の教育費負担を軽減するため、村内外に通学される学生を対象

に交通費助成制度の設置についての御質問ですが、令和4年第2回定例会において同様の質問があつており前回の答弁と同じになりますが、学生の通学形態はさまざまで、バスや鉄道など公共交通機関を利用されている学生だけではなくバイクや自転車で通学されている方もおられます。

また、距離的・時間的に通学が困難と判断された御家庭は学校の寮や下宿等での生活を選択されている御家庭もございます。こうした状況の中で村内外の通学者に対し交通費を助成するということは公平性に欠けるという観点からも、これまで実施されなかったものと考えており現時点での交通費助成は考えておりません。

以上で答弁を終わります。

- 議長（桐原純男議員） 1番辰巳和美議員。
- 1番（辰巳和美議員） 1番辰巳です。思ってたような回答でしたが村長の考えをひとつお聞かせ願います。
- 議長（桐原純男議員） 吉良村長。
- 村長（吉良清一村長） どのような答弁にするかはですね、ちゃんと役場の中の担当で検討しまして、しっかり考えた末にこういう回答を課長が行ったわけでありまして、私も全く同様の考えであります。
- 議長（桐原純男議員） 1番、辰巳和美議員。
- 1番（辰巳和美議員） 1番辰巳です。私も現在子育てをしております、よく

保護者の方からそういった声が聞かれますので質問したところでございます。

一度は巣立ったとしても、またこの村に戻ってきたいという村づくりを私たちはしなければなりません。子育ての充実した自治体はよく伸びると聞いております。地元から通学、地元から通うという選択した学生の特権として、この施策を考えるべきだと思います。朝早く大津駅まで送っている家庭の話もよく耳にしております。公共交通機関の利用が増えれば駅やバス停周辺の活気も戻ると考えております。

先の合同常任委員会で高森町のことを質問いたしました。草村町長のほうに給付金のことについてお聞きしてきたときに通学費についても少しお聞きいたしました。町長は、町としてはやっぱり実家から通ってほしい。町の子もたちの通学のツールとして利用してほしい。バックアップは考えているというお話をされました。高森町・南阿蘇で協力し合い今後村を担う子どもたちへの支援の輪を広げていただき、親元から通学できる施策の拡充を切望し質問を終わります。

以上で、1番、辰巳和美議員の質問を終わります。



日程第47 発議第 2号 桐原純男議長に対する議長新任案決議について

○議長（桐原純男議員） 日程第47、発議第2号を議題といたします。

本議案は、私の事件となりますので議長を交代いたします。

○副議長（工藤保雄議員） 本件は、地方自治法第117条の規定による、除斥事件でありますので桐原議員の退場を認めます。

[議長退場]

○副議長（工藤保雄議員） 日程、第47「発議第2号、桐原純男議長に対する議長新任案決議について」を議題といたします。

提出者である11番、笠野眞喜議員に説明を求めます。

○11番（笠野眞喜議員） 11番、笠野です。8、第2号、桐原純男議長に対する議長不信任案決議について上記決了会議規則第17条1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

令和5年3月9日、南阿蘇村議会議長桐原純男様。

提出者 南阿蘇村議会議員 笠野眞喜。

賛成者 南阿蘇村議会議員 橋本 功。

賛成者 南阿蘇村議会議員 山室昭憲。

賛成者 南阿蘇村議会議員 後藤征昭

賛成者 南阿蘇村議会議員 今村竜喜。

賛成者 南阿蘇村議会議員 今村輝宏。

賛成者 南阿蘇村議会議員 市原恵一。

賛成者 南阿蘇村議会議員 河内克也。

賛成者 南阿蘇村議会議員 岡 智則。

賛成者 南阿蘇村議会議員 辰巳和美。

桐原純男議長の不信任決議。

本議会は、次の理由により桐原純男議長を新任しない。以上決議する。

令和5年3月9日、南阿蘇村議会理由一つ。議会全員研修、次の件、令和4年11月16日から11月19日、視察研修の昼食時に缶ビールを同テーブルの議員2名に（持つと聞いて）議長を含む3名が飲酒した。議長は研修の主催者である。参加者にとってリーダーシップを発揮する存在であるべきです。しかし、このような行動をとることによって議長はその苦慮、役割を果たすことが出来なかったと言わざるを得ません。私たちは、議長が研修会議において、不適切な行動をとったことに深く（出勤し）、議長の信頼性にいまだ疑問を抱いております。

一つ、阿蘇市町村議長研修の報告がない。令和4年実施された阿蘇市町村議

議長会議研修に村議会を代表して参加されている。研修後、最初に開かれた議会において、議長報告時に研修報告の研修結果の報告がされていない。

一つ、議会運営委員会による決定事項の履行、令和4年2月22日議会運営委員会で、橋本議員の一般質問の件で議会運営委員会では橋本議員の一般質問に対し、(内容のここに行くため)議長を含め5人を人選したが会議終了後の議長の独断により、議長は1か所2名で確認させるなど決定事項を尊重していない。(用地、)議会運営を円滑に進めていない。混乱を招いている。前回の定例会において、視察研修時飲酒により議員辞職勧告決議法明け決議が賛成多数で可決された。この件において、(議員懇談会なら)及び全員協議会を再三にわたり渡り行ってきた。議長である前に、1議員としての責任のとり方を規定していたが、その思いは届かし、民主主義的に進める解決策も、受け入れられない。結果、現在も、議員間の意思不通が図られ、本来行政のチェック機関としての機能も発揮出来ず、大きな損失を与えている。

(その他、一つ、常任委員会において、執行部への質問でなく同僚議員質問一つ。同僚議員に対する、終わってきたとや)。

○副議長(工藤保雄議員) 質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(工藤保雄議員) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○副議長(工藤保雄議員) 討論を行います。まずは、反対討論。ありませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長(工藤保雄議員) 賛成討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長(工藤保雄議員) これで討論を終わります。

本案に賛成の方は御起立をお願いいたします。

[]

○副議長(工藤保雄議員) 賛成多数により、本案は原案どおり可決されました。これで、桐原議員の入場を許可します。

[桐原議員入場]

○副議長(工藤保雄議員) ただいま、決議が賛成多数で可決されたことを告知します。ここで、桐原純男議員より発言の申出がっておりますので、この際、これを許可します。

○議長(桐原純男議員) 発言を許可されましたので、ただいま決議されました議長不信任案において、また、12月定例会において決議された議員辞職決

## 議

について、少しお話をさせていただきます。まず、11月17日、沖縄議員研修において、昼食時に少量ではあったが飲酒をしたということに対しまして、私自身の不徳の致すところでございます。心より猛省をしております。私の軽率な行動によりこのように、大きな問題となって皆様に御心配をかけることになりました。心より深くお詫びを申し上げます。どうも申し訳ございませんでした。今後は、このようなことが絶対起こらないよう十分注意していきたいと思っておりますので皆様の御理解御協力をお願いいたします。

前日の夜に買っておいだビールが残っていたので、バックに入れておりました。昼食時に議員2人に注いで350mlの1本を3人で飲んだというのが事実であります。私が注いだ同僚議員につきましても、結果的に過ちを起こさせたということにも深く反省をしております。その後の行程が石垣空港から那覇空港への移動があり、空港での検査が業らしいと思ったのと海軍司令豪の見学のみで対応者もないので、これぐらいはいいだろうと思っただけの行動だったが、軽率な考えだったと深く反省しているところでございます。誠に申し訳ありませんでした。

11月18日、朝出発のバスに乗り込むとすぐに議員から「議長、新人議員は言えないかもしれないので私が言う。昨日、昼食時にビールを飲んだか」の質問を受けました。飲んだことは事実なので3人で1本飲んだ。少量だったと答えました。「少量とか関係なし。議長として気をつけろ。」というようなことを言われましたので、私は、すみません悪かったです。気をつけますと、謝罪したと記憶しています。

また、研修最終日、熊本空港からの帰りのバスの中で、私の軽率な行動で皆さんに不快な気持ちを与えてしまい大変申し訳なく思っている。反省しているので今後ともよろしくお願ひします。と挨拶し今回の研修を今後の村の発展につなげていただきたいと、締めくくったと思ひます。この件につきましても、賛成討論や議会広報の研修報告において、同僚議員としてまた同行議員として、村民の皆様また執行部、職員の皆様、新たに大変な不信感を与えたことに対しましてお詫びを申し上げます。除籍されている私に代わりましてお詫びを申し上げられたことに大変心苦しく思っております。心よりお詫びを申し上げます。

1月15日の熊日新聞の社説に掲載されました。今回定数削減を削減する市長選が議会が多いのも成り手不足との関係ではないだろう。女性や若者の参画が進まず多様性が欠如しているの問題だ。一方、県内の市町村議会では議員への辞職勧告などが相次いだ。論争が建設的なものであればよいが政

治的な対立により足の引っ張り合いに集中しているのであれば問題だ。住民の期待を裏切るような議会の在り方が、投票率の低下や成り手不足を招いていないだろうかとの記載がありました。同感するものがありました。議会での議論は住民のためにするものであり、住民の福祉向上のためになさなければならないと思います。現在の状況は、何か月も議長辞職に費やしており、協力して村政発展のためにしっかりと議論を進めていかなければならないと思っています。また、近隣の町でも2年ほど前のささいなことから起きた議長解任を発端にいまだに足の引っ張り合いが続いており、暴力事件として警察への被害届が提出されたりと、住民を巻き込んだ泥試合が続いているところは御承知のとおりだと思います。そのような状況の中に発展することは絶対に避けなければならないように望んでいるところでございますので、どうぞ御理解いただきたいと思っていますところでございます。また、この3年間、新型コロナウイルスにより反省会や懇親会を中止せざるを得ない状況も続き、議員間のコミュニケーションが取れなかったことも相互の理解不足だったのではないかと思います。今回決議されました、議長不信任案につきましては、新たに御指摘の件につきましては、詳細なことは把握出来ておりませんので、しっかりと精査して支持者等の御意見を参考に検討してまいりたいと考えております。いましばらく時間をいただきたいと思っております。

冒頭に申し上げましたように、私の不徳の致すところと申せしており、皆さんの御指摘は、真摯に受け止め、今後の村政発展住民の福祉向上につなげていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

どうもすいませんでした。

○副議長（工藤保雄議員）

ここで、桐原議長と議長を交代いたします。



日程第48 発議第1号 南阿蘇村議会会議規則第129条の規定に伴う議員派遣について

○議長（桐原純男議員） 日程第48、発議第1号「南阿蘇村議会会議規則第129条の規定に伴う議員派遣について」を議題といたします。発議第1号、南阿蘇村議会会議規則第129条の規定に伴う議員派遣についてを議題とし討論に入ります。討論はありませんか。7番今村竜喜議員

○7番（今村竜喜議員） 議員派遣の件につきましては、目的として議員研修を行うことにより見分を広めるとともに、議員としての資質の向上を図り議会運営のさらなる活性化を促進するとあります。がしかし、前年度令和4年度の11月に実施した議員全体研修における研修中の飲酒事件においては、いまだにその席に値する結論を得ておらず問題の解決に至っておりません。

また、議員派遣における派遣の結果報告義務を履行されておらず、不透明な部分が存在します。よって、住民の代表機関である議会の議員として賛同出来ないことを表明し、一覧の議員派遣については反対いたします。

○議長（桐原純男議員） ほかに討論はありませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（桐原純男議員） これで討論を終わります。

本案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成少数]

○議長（桐原純男議員） 賛成少数により、本案は否決されました。

○

○議長（桐原純男議員） 日程第49「選任第1号常任委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。常任委員については、委員会条例第7条第1項の規定によってお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桐原純男議員） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元にお配りしました名簿のとおりと選任することに決定いたしました。ここで、委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

この際、暫時休憩をいたします。

○

午後1分29分 休憩

午後1時39分 再開

○

○議長（桐原純男議員） 会議を再開します。ただいま休憩中の各常任委員会で、互選により委員長及び副委員長が決まりましたので御報告いたします。

総務産業常任委員長、今村竜喜議員。副委員長、丸野健一郎議員。文教厚生常任委員長、笠野眞喜議員。副委員長、今村輝宏議員。以上で報告を終わります。

以上で本定例会に付議されました本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

一同、その場に御起立をお願いいたします。

礼。

○

散会 午後1時44分

# 第 2 号

3月17日 (金)

## 令和5年第1回南阿蘇村議会定例会会議録（第2号）

令和5年3月17日（金）

午前10時00分 開会

### 1. 議事日程

開会宣言

議事日程の報告

- 日程第 1 議長の辞職
- 日程第 2 議長の選挙
- 日程第 3 副議長の辞職
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 議席の一部変更
- 日程第 6 委員長報告
- 日程第 7 報告第1号 専決処分の報告について  
(令和3年度 小規模住宅地区等改良事業 立野地域西⑧工区  
道路改良工事請負契約の変更)
- 日程第 8 議案第2号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の  
変更及び規約の一部変更について
- 日程第 9 議案第3号 南阿蘇村個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第10 議案第4号 南阿蘇村議会の個人情報の保護に関する条例の制  
定について
- 日程第11 議案第5号 南阿蘇村情報公開等審査会条例及び南阿蘇村債権  
管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第6号 南阿蘇村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第7号 南阿蘇村公民館条例等の一部を改正する条例 の  
制定について
- 日程第14 議案第8号 南阿蘇村附属機関の設置に関する条例の一部 を  
改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第9号 南阿蘇村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び  
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第10号 南阿蘇村自然環境保全条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第17 議案第11号 南阿蘇村景観条例の一部を改正する条例の制  
定について
- 日程第18 議案第12号 南阿蘇村後期高齢者医療に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

- 日程第 1 9 議案第 1 3 号 南阿蘇村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 1 4 号 南阿蘇村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 1 5 号 南阿蘇村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 1 6 号 南阿蘇村移住定住促進空き家住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 1 7 号 南阿蘇村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 1 8 号 南阿蘇村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 1 9 号 南阿蘇村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 0 号 南阿蘇村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 1 号 南阿蘇村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 2 2 号 南阿蘇村阿蘇白水温泉条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 2 3 号 南阿蘇村久木野温泉センター条例等を廃止する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 2 4 号 南阿蘇村長陽歩行浴温泉センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 2 5 号 令和 4 年度南阿蘇村一般会計補正予算（第 9 号）の議決について
- 日程第 3 2 議案第 2 6 号 令和 4 年度南阿蘇村簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 3 3 議案第 2 7 号 令和 4 年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補正予算（第 4 号）の議決について
- 日程第 3 4 議案第 2 8 号 令和 5 年度南阿蘇村一般会計予算の議決について

- 日程第 3 5 議案第 2 9 号 令和 5 年度南阿蘇村国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第 3 6 議案第 3 0 号 令和 5 年度南阿蘇村介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第 3 7 議案第 3 1 号 令和 5 年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 日程第 3 8 議案第 3 2 号 令和 5 年度南阿蘇村簡易水道特別会計予算の議決について
- 日程第 3 9 議案第 3 3 号 令和 5 年度南阿蘇村農業集落排水特別会計予算の議決について
- 日程第 4 0 議案第 3 4 号 令和 5 年度南阿蘇村生活排水処理事業特別会計予算の議決について
- 日程第 4 1 議案第 3 5 号 令和 5 年度南阿蘇村上水道事業会計予算の議決について
- 日程第 4 2 議案第 3 6 号 財産の処分について  
(湿谷川事業関連携砂防等事業に係る財産)
- 日程第 4 3 議案第 3 7 号 工事請負契約の変更について  
(令和 3 年度 小規模住宅地区等改良事業 沢津野地区⑨工区 道路改良工事)
- 日程第 4 4 議案第 3 8 号 工事請負契約の変更について  
(28 災補道第 2536 号 立野・瀬田裏線工事用道路復旧工事)
- 日程第 4 5 同意第 1 号 副村長の選任の同意について
- 日程第 4 6 同意第 2 号 南阿蘇村教育長の任命の同意について
- 日程第 4 7 同意第 3 号 南阿蘇村教育委員会委員の任命の同意について

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番	辰 巳 和 美	8 番	丸 野 健一郎
2 番	岡 智 則	9 番	桐 原 純 男
3 番	坂 田 正 也	1 0 番	工 藤 保 雄
4 番	河 内 克 也	1 1 番	笠 野 眞 喜
5 番	市 原 恵 一	1 2 番	橋 本 功
6 番	今 村 輝 宏		
7 番	今 村 竜 喜	1 4 番	山 室 昭 憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

1 3 番 後 藤 征 昭

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	吉良清一
副村長	田中信行
教育長	松野孝雄
総務課長	今村了介
政策企画課長	藤本哲章
教育委員会事務局長	福本道昭
建設課長	後藤忠勝
会計課長	藤澤鈴美
健康推進課長	飛瀬和徳
農政課長	下田朱美
住民福祉課長	高宮喜美男
税務課長	片島弘幸
産業観光課長	今村洋一
水・環境課長	園田秀也
保育所長	松本和代
定住促進課長	山室和夫
子育て支援課長	野口幸広

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	桐原 恵
議会事務局主幹	佐藤 桂 輔

開 会 午前10時00分



○議長（桐原純男君） ただいまから本日の会議を開きます。

一同、その場に御起立をお願いいたします。

礼。御着席願います。

会議を始める前に議長からお願いをしておきます。議会庁内中継放送、また、会議録作成のため、発言される場合は必ずマイクを使って御発言ください。会議中の携帯電話は電源を切っていただくか、マナーモードにしておいてください。私語、それから議長に許可なく席を離れたりされないようお願いいたします。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。昨日、副議長に議長の辞職願を提出しましたので、御審議をいただきたいと思えます。

ただいまから、副議長に議長を交代いたします。



#### 日程第1 議長の辞職

○副議長（工藤保雄君） 議長を交代いたしました。日程第1、「議長の辞職」の件を議題とします。それでは、地方自治法第117条の規定により桐原純男議員の退席を求めます。

[退席]

ここで、事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（桐原恵君） 朗読します。

辞職願。私儀、一身上の都合により、議長を令和5年3月17日付けで辞職したいので

許可されるようお願い出ます。令和5年3月16日、南阿蘇村議会議長桐原純男。南阿蘇村議会副議長工藤保雄様。以上です。

○副議長（工藤保雄君） お諮りします。

桐原純男議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（工藤保雄君） 異議なしと認めます。

したがって、桐原純男議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、桐原議員の入場

[入場]

○副議長（工藤保雄君） 復席をお願いいたします。

ただいま、議長の辞職が許可されたことを告知します。

ここで、議長を辞職されました桐原純男前議長に、議会運営に関する基準、第10章、第2項の規定により挨拶をお願いします。

- 9番(桐原純男君) 一身上の都合により、議長を辞職することになりました。今後は、いち議員として、村民の福祉向上のためにしっかり頑張っていきたいと思えます。



## 日程第2 議長の選挙

- 副議長(工藤保雄君) 日程第2、「議長の選挙」を議題といたします。  
お諮りします。  
議長の選挙を地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたします。  
御異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 副議長(工藤保雄君) 異議なしと認めます。  
よって、議長の選挙は指名推選で行うことを決定いたしました。
- 副議長(工藤保雄君) お諮りします。  
指名の方法について橋本功議員に指名推選していただきたいと思えますが、御異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 副議長(工藤保雄君) 橋本議員。
- 12番(橋本功君) 12番橋本でございます。  
議長には山室昭憲議員を推選したいと思えます。よろしくお願ひいたします。
- 副議長(工藤保雄君) ただいま山室昭憲議員の指名推選がありましたが、山室昭憲議員の議員を議長の当選人とすることに御異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 副議長(工藤保雄君) 異議なしと認めます。  
山室昭憲議員を、議長の当選人とすることに決定いたしました。山室昭憲議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。  
それでは、議長に当選された山室昭憲議員に議会運営に関する、基準第10章、第2項の規定により挨拶をお願いいたします。
- 議長(山室昭憲君) おはようございます。議員各位の遂行をいただき、重責を担うことになりました山室昭憲です。どうかよろしくお願ひをいたします。  
今後の議会運営は、各委員長さん方と相談をしながら共同体制を築き、公正・公平な議会運営を目指します。また、議員さん方には本議会が本村の進路を決定する最終の議決機関としての自覚と責任を持って議場に臨んでいただくようお願ひをしておきます。

執行部の皆さん方にはよろしくお願いをいたします。時には、意見の相違等あるかと思えます。そういう場合には、議論を重ねなるべく話し合いで解決ができるように、その努力を惜しまないつもりであります。よく議会と執行部は、車の両輪と言われます。しかしながら、二人制ある以上ブレーキをかけることもあります。是は是、否は否。その姿勢で、望みたいと思えますので、どうかよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○副議長（工藤保雄君） 山室議長、一旦議席にお戻りをいただきたいと思えます。

議員各位の御協力ありがとうございました。それでは、議長と交代いたします。



### 日程第3 副議長の辞職

○議長（山室昭憲君） 日程第3、「副議長の辞職」の件を、議題といたします。それでは、地方自治法第117条の規定により、工藤保雄議員の退席を求めます。

[退席]

ここで、事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（桐原恵君） 朗読します。

辞職願。一身上の都合により、副議長を辞職したいので許可されるようお願いいたします。

令和5年3月16日、南阿蘇村議会副議長、工藤保雄。南阿蘇村議会議長桐原純男様。以上です。

○議長（山室昭憲君） お諮りします。

工藤保雄議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲君） 異議なしと認めます。

したがって、工藤保雄議員の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

ここで、工藤保雄議員の入場

[入場]

○議長（山室昭憲君） 復席をお願いいたします。

ただいま副議長の辞職が許可されましたことを告示いたします。

ここで、副議長を辞職されました工藤保雄前副議長に、議会運営に関する基準、第10章、第2項の規定により挨拶をお願いいたします。

○10番（工藤保雄君） 私、工藤保雄は一身上の都合により副議長を辞職いたしました。今後はいち議員として、職責を全うする覚悟でございます。今後と

もよろしく願いをいたします。以上、終わります。



#### 日程第4 副議長の選挙

○議長（山室昭憲君） 日程第4、「副議長の選挙」を議題といたします。

お諮りします。

副議長の選挙、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたします。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、笠野眞喜議員に指名推薦をいただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲君） 笠野眞喜議員。

○11番（笠野眞喜議員） 副議長に、後藤征昭議員を推薦したいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（山室昭憲君） ただいま後藤征昭議員の指名推選がありましたが、後藤征昭議員を、副議長の当選人とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲君） 異議なしと認め、後藤征昭議員を副議長の当選人とすることに決定をいたします。本日、後藤征昭議員は一身上の都合により欠席をされておりますので、当選告知書により告示いたします。



#### 日程第5 議席の一部変更

○議長（山室昭憲君） 日程第5、「議席の一部変更」を行います。議長及び副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部変更をいたします。

桐原純男議員の議席は9番。工藤保雄議員の議席は10番。

また、議長の議席は最終番の14番。副議長の議席は13番となります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時30分とします。

休憩中に一部変更しました議席について移動をお願いをいたします。



午前 10時20分 休憩

午前 10時30分 再開



○議長（山室昭憲君） 再開します。

## 日程第6 委員長報告

○議長（山室昭憲君） 日程第6、「委員長報告」。各常任委員会に審査を付託した議案第28号から議案第35号について、各常任委員長から審査報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経緯並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会、今村竜喜委員長に報告を求めます。

○総務産業常任委員長（今村竜喜君） おはようございます。定例会終日に本委員会に付託されました議案第28号、令和5年度南阿蘇村一般会計予算の議決について、3月10日午前10時から委員会を開催し、付託された案件につきまして所管する建設課・総務課・政策企画課・産業観光課・税務課・農政課・会計課・議会事務局など計8課に説明を受け、質疑を行いました。

執行部から詳しく説明があり、委員からの質問にも丁寧に御回答いただきました。委員会で慎重審議を行った結果、議案第28号、令和5年度南阿蘇村一般会計予算につきましては、賛成多数により原案どおり可決、認定すべきものと決定いたしました。以上、総務産業常任委員長の報告を終わります。

○議長（山室昭憲君） 文教厚生常任委員会、笠野眞喜委員長に報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（笠野眞喜君） おはようございます。文教厚生委員会の笠野です。定例会中ですね、本委員会に付託されましたのは議案第28号から議案第35号の計8件であります。3月13日に本委員会を開催し、付託された議案につきまして所管する定住促進課・住民福祉課・健康推進課・子育て支援課・保育所・水環境課・教育委員会事務局、計7課に出席を求め説明を受け審議を行いました。執行部からは詳しく説明があり委員からの質問にも的確に御回答いただきました。

それでは審査した結果を報告いたします。まず、議案第28号、令和5年度南阿蘇村一般会計の議決については、一部修正可決すべきものと決定しました。議案第28号の修正案を説明します。議案第28号、令和5年度、南阿蘇村一般会計予算の一部を次のように修正する。第1条中、111億7,290万円を111億6,440万円に改め、第1票の歳入につきましては、第20款繰越金、第1項繰越金2億6,000万円を、2億5,150万円に、歳入合計111億7,290万円を111億6,440万円に改める。

歳出につきましては、第4款衛生費、第1項保健衛生費、7億1,362万5,000円を7億512万5,000円に、歳出合計111億7,290万円を111億6,440万円に改める。

修正案につきましては、歳入費歳出それぞれ850万円を減額するものであり、詳細は、別添の令和5年度南阿蘇村一般会計予算事項別明細書のとおりです。減額の理由は令和5年2月17日及び3月13日に開催した本常任委員会において、本定例会に上程された温泉補助券交付事業850万円について審議を重ねてきましたが、当事者の主張及び事務処理に関し今回の事業案においては、理解そして納得を得られるような内容にはなっていないため、再度制度設計を十分に御検討いただき補正での対応で良いと決定しました。

次に、議案第29号、令和5年度南阿蘇村国民健康保険特別会計予算の議決についてから、議案第35号、令和5年度南阿蘇村上水道事業会計予算の議決について、までの7議案につきましては全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

- 議長（山室昭憲君） これにより、各議案について順に、質疑、討論、採決をお願いいたしますが、質問されたい方は、議席番号、氏名を名乗って質問をしてください。関連質問、重複質問につきましては、簡潔にお願いをします。それでは、議案に沿って進めてまいります。

日程第7 報告第1号 専決処分の報告について

（令和3年度 小規模住宅地区等改良事業 立野地域西⑧工区 道路改良工事請負契約の変更）

- 議長（山室昭憲君） 日程第7、報告第1号を議題とし質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山室昭憲君） 質疑なしと認めます。これで、報告第1号は、報告済みといたします。

日程第8 議案第2号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

- 議長（山室昭憲君） 日程第8、議案第2号、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理をする事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山室昭憲君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） これで討論を終わります。  
本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲君） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。



日程第 9 議案第 3 号 南阿蘇村個人情報保護法施行条例の制定について

日程第 10 議案第 4 号 南阿蘇村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第 11 議案第 5 号 南阿蘇村情報公開等審査会条例及び南阿蘇村債権管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山室昭憲君） 日程第 9、議案第 3 号「南阿蘇村個人情報保護法施行条例の制定について」から、日程第 11、議案第 5 号「南阿蘇村情報公開等審査会条例及び南阿蘇村債権管理条例の一部を改正する条例の制定について」までの 3 議案を議題とし、質疑に入ります。もう一度申し上げます。議案第 3 号から、議案第 5 号までの 3 議案を議題として質疑に入っております。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲君） これで討論を終わります。

お諮りします。議案第 3 号から議案第 5 号までの 3 議案は、これを一括採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲君） 異議なしと認めます。

したがって、この 3 議案は、これを一括採決することに決定をいたしました。

本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲君） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。



日程第 12 議案第 6 号 南阿蘇村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山室昭憲君） 日程第12、議案第6号「南阿蘇村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） これで討論を終わります。

本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

全員賛成により、本案は原案どおり可決をされました。

○

#### 日程第13 議案第7号 南阿蘇村公民館条例等の一部を改正するする条例の制定について

○議長（山室昭憲君） 日程第13、議案第7号「南阿蘇村公民館条例等の一部を改正するする条例の制定について」を議題とし、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） これで討論を終わります。

本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長（山室昭憲君） 全員賛成により、本案は原案どおり可決をされました。

○

#### 日程第14 議案第8号 南阿蘇村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山室昭憲君） 日程第14、議案第8号「南阿蘇村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑に入ります。

質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） これで討論を終わります。

本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長（山室昭憲君） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第 15 議案第 9 号 南阿蘇村特別職の職員で、非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山室昭憲君） 日程第 15、議案第 9 号「南阿蘇村特別職の職員で、非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） これで討論を終わります。

本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長（山室昭憲君） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第 16 議案第 10 号 南阿蘇村自然環境保全条例の一部を改正する条例の制定について、

日程第 17 議案第 11 号 南阿蘇村景観条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山室昭憲君） 日程第 16、議案第 10 号「南阿蘇村自然環境保全条例の一部を改正する条例の制定について」及び日程第 17、議案第 11 号「南阿蘇村景観条例の一部を改正する条例の制定について」の 2 議案を議題とし、質疑に入ります。議案第 10 号及び議案第 11 号の 2 議案を議題とし、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） これで討論を終わります。

お諮りします。議案第10号及び、議案第11号の2議案を、これを一括採決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） 異議なしと認めます。

したがって、この2議案は、これを一括採決、採決することに決定しました。

本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長（山室昭憲君） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。



日程第18 議案第12号 南阿蘇村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第13号 南阿蘇村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議案第14号 南阿蘇村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山室昭憲君） 日程第18、議案第12号「南阿蘇村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第20、議案第14号「南阿蘇村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」までの3議案を議題とし、質疑に入ります。議案第12号から議案第14号までの3議案を議題とし、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） これで討論を終わります。

お諮りします。議案第12号から議案第14号までの3議案は、これを一括採決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） 異議なしと認めます。  
したがって、この3議案は、これを一括採決することに決定しました。  
本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲君） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第21 議案第15号 南阿蘇村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山室昭憲君） 日程第21、議案第15号「南阿蘇村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲君） 討論を終わります。

本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲君） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第22 議案第16号 南阿蘇村移住定住促進空き家住宅の設置、及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23 議案第17号 南阿蘇村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24 議案第18号 南阿蘇村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山室昭憲君） 日程第22、議案第16号「南阿蘇村移住定住促進空き家住宅の設置、及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第24、議案第18号「南阿蘇村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について」までの3議案を議題とし、質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） これで討論を終わります。

お諮りします。議案第16号から議案第18号までの3議案は、これを一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） 異議なしと認めます。

したがって、この3議案は、これを一括採決することに決定をしました。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長（山室昭憲君） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第25 議案第19号 南阿蘇村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を、定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26 議案第20号 南阿蘇村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第27 議案第21号 南阿蘇村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山室昭憲君） 日程第25、議案第19号「南阿蘇村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を、定める条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第27、議案第21号「南阿蘇村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までの3議案を議題とし、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） これで討論を終わります。議案第19号から議案第21号までの3議案は、これを一括採決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） 異議なしと認めます。

したがいまして、この3議案は、これを一括採決することに決定をしました。  
本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲君） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第28 議案第22号 南阿蘇村、阿蘇白水温泉条例の一部を改正する  
条例の制定について

日程第29 議案第23号 南阿蘇村久木野温泉センター条例等を廃止す  
る条例の制定について

日程第30 議案第24号 南阿蘇村長陽歩行浴温泉センター条例を廃止す  
る条例の制定について

○議長（山室昭憲君） 日程第28、議案第22号「南阿蘇村阿蘇白水温泉条例  
の一部を改正する条例の制定について」から、日程第30、議案第24号「南  
阿蘇村長陽歩行浴温泉センター条例を廃止する条例の制定について」までの  
3議案を議題とし、質疑に入ります。もう一度申し上げます。議案第22号か  
ら議案第24号までの3議案を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲君） これで討論を終わります。

お諮りします。議案第22号から議案第24号までの3議案は、これを一括  
採決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲君） 異議なしと認めます。

本案に賛成の方は、この3議案は、これを一括採決することと決定をいたし  
ました。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲君） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第31 議案第25号 令和4年度南阿蘇村一般会計補正予算第9号の  
議決について

○議長（山室昭憲君） 日程第31、議案第25号「令和4年度南阿蘇村一般会

計補正予算第9号の議決について」を議題とし、質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） これで討論を終わります。

本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長（山室昭憲君） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第32 議案第26号 令和4年度南阿蘇村簡易水道特別会計補正予算  
第3号の議決について

日程第33 議案第27号 令和4年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補正  
予算第4号の議決について

○議長（山室昭憲君） 日程第32、議案第26号「令和4年度南阿蘇村簡易水道特別会計補正予算第3号の議決について」及び日程第33、議案第27号「令和4年度南阿蘇村農業集落排水特別会計補正予算第4号の議決について」の2議案を議題とし、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） これで討論を終わります。

お諮りします。議案第26号及び議案第27号の2議案は、これを一括採決することに、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） 異議なしと認めます。

したがいまして、この2議案は、これを一括採決することに決定しました。  
本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長（山室昭憲君） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第34 議案第28号 令和5年度南阿蘇村一般会計予算の議決について

○議長（山室昭憲君） 日程第34、議案第28号「令和5年度南阿蘇村一般会計予算の議決について」を議題とし、質疑に入ります。

なお、委員長報告でありました修正案もあわせて質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

文教厚生常任委員長の報告によりますと、まずは原案に賛成の討論からになります。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） 次に、原案及び修正案の反対討論になります。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） 次に、修正案の賛成討論になります。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） これで討論を終わります。

本案の文教厚生常任委員長報告は修正です。

まずは、文教厚生常任委員会の修正案について起立によって採決をします。

委員会の修正案に賛成の方は起立をお願いします。

〔全員起立〕

○議長（山室昭憲君） 全員賛成により、委員会の修正案は可決することに決定をいたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決をいたします。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔全員起立〕

修正部分を除く部分を原案のとおり決定する。

全員賛成により、修正部分を除く部分は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○健康推進課長（飛瀬和徳君） 議長。許可を求めます

○議長（山室昭憲君） 飛瀬健康推進課長、許可をいたします。

○健康推進課長（飛瀬和徳君） おはようございます。健康推進課の飛瀬です。

ただいま、山室議長より許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

本定例会において、令和5年度当初予算として計上していました温泉補助券交付事業850万円につきましては、事業に関する説明に対して委員各位より不備な点の御指摘や新たな御提案等をいただきました。村では、今回御指摘等いただいたことを真摯に受け止め、改めて運用面など制度設計を十分検討したものを再度御審議いただきますので、どうぞよろしく願いいたします。



- 日程第35 議案第29号 令和5年度南阿蘇村国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第36 議案第30号 令和5年度南阿蘇村介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第37 議案第31号 令和5年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 日程第38 議案第32号 令和5年度南阿蘇村簡易水道特別会計予算の議決について
- 日程第39 議案第33号 令和5年度南阿蘇村農業集落排水特別会計予算の議決について
- 日程第40 議案第34号 令和5年度南阿蘇村生活排水処理事業特別会計予算の議決について
- 日程第41 議案第35号 令和5年度南阿蘇村上水道事業会計予算の議決について

○議長（山室昭憲君） 日程第35、議案第29号「令和5年度南阿蘇村国民健康保険特別会計予算の議決について」から、日程第41、議案第35号「令和5年度南阿蘇村上水道事業会計予算の議決について」までの7議案を議題とし、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） 討論を終わります。

お諮りします。議案第29号から議案第35号までの7議案を、これを一括採決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） 異議なしと認めます。

したがいまして、この7議案は、これを一括採決することに決定をしました。  
本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲君） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

#### 日程第42 議案第36号 財産の処分について

○議長（山室昭憲君） 日程第42、議案第36号「財産の処分について」を議題とし、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲君） これで討論を終わります。

本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲君） 全員賛成により、本案は原案どおり可決をされました。

○

#### 日程第43 議案第37号 工事請負契約の変更について

#### 日程第44 議案第38号 工事請負契約の変更について

○議長（山室昭憲君） 日程第43、議案37号「工事請負契約の変更について」から、日程第44、議案第38号「工事請負契約の変更について」の2議案を議題とし、質疑に入ります。議案第37号と議案第38号の、2議案を議題とし、質疑に入っています。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲君） これで討論を終わります。

お諮りします。議案第37号及び議案第38号の、2議案は、これを一括採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲君） 異議なしと認めます。

したがいまして、この2議案は、これを一括採決することに決定をいたしました。

本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲君） 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○

日程第45 同意第1号 副村長の選任の同意について

日程第46 同意第2号 南阿蘇村教育長の任命の同意について

日程第47 同意第3号 南阿蘇村教育委員会委員の任期の同意について

○議長（山室昭憲君） 日程第45、同意第1号「副村長の選任の同意について」から、日程第47、同意第3号、南阿蘇村教育委員会委員の任期の同意について」までの3議案を議題とし、質疑に入ります。もう一度申し上げます。同意第1号から同意第3号までの3議案を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山室昭憲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。討論を行います。

討論はありませんか。1番、辰巳議員。

○1番（辰巳和美君） 同意第1号に賛成の立場で討論いたします。

今回の人事で人格的に有望であることは存じておりますが、その経緯内容についての説明不足と感じているのは否めません。しかしながら少子高齢化が進む本村において、これからの発展を望むなら女性の潜在能力の積極的な活躍しれないと考えております。女性が働くことにつきましては、子育てにも働き方にも多様性があります。能力によっては、女性も幹部に雇用され多様性の拡充の突破口となるべく今回の人事と考えます。

今後スピード感のある村の発展と動向に期待し、また女性も活躍できる村づくりを切望し賛成の立場で討論いたします。終わります。

○議長（山室昭憲君） ほかに討論ありませんか。

これで討論を終わります。

採決は議案ごとに行います。

まず、同意第1号に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲君） 全員賛成により、本案は原案どおり可決して同意することに決定をいたしました。

次に、同意第2号に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲君） 全員賛成により、本案は原案どおり可決し、同意することに決定をいたしました。

同意3号に賛成の方は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長（山室昭憲君） 全員賛成により、本案は原案どおり可決し同意することに決定をいたしました。



#### 日程第48 委員会及び特別委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（山室昭憲君） 日程第41 「委員会及び特別委員会の閉会中の所掌事務調査について」を議題といたします。

各委員長より、閉会中の所掌の事務調査について継続審査の申し出がなされております。閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山室昭憲君） 異議なしと認めます。

○議長（山室昭憲君） よって、各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

○議長（山室昭憲君） お諮りします。

本定例会中、誤読によるもの及び議決の結果、その条項、字句、数字等の整理、訂正を要するものにつきましては、議会規則第45条の規定によりまして、議長に委任をいただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ありませんか。

○議長（山室昭憲君） 異議なしと認めます。

したがって、条項字句、数字等の整理訂正は議長に委任することと決定をいたしました。以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもって、令和5年第1回南阿蘇村議会定例会を閉会いたします。

一同その場に御起立をお願いします。



閉会 午前 11時10分